

独立行政法人評価委員会第17回農業分科会

農林水産省経営局女性・就農課

独立行政法人評価委員会第17回農業分科会

日時：平成17年7月26日（火）

会場：三田共用会議所第4特別会議室

時間：13:00～15:50

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

第一部審議事項

(1) 独立行政法人水資源機構の平成16年度業務実績に対する意見について

第二部審議事項

(2) 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて

今後の独法見直しスケジュール（案）

農林水産消費技術センター

種苗管理センター

家畜改良センター

肥飼料検査所

農薬検査所

(3) 意見交換

(4) その他

今後の予定等について

3. 閉 会

午後1時00分 開会

松本分科会長 皆さん、こんにちは。委員、臨時委員及び専門委員の皆様方には台風がまさに上陸しようとする大変な日にお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第17回農業分科会を開催いたします。

本日の会議の議長を務めます松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会合でございますが、委員及び臨時委員の計12名のうち10名にご出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしていることから、成立していることをご報告申し上げます。

それでは、早速でございますが、本日の議事に入ります前に、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

文書課課長補佐 本日の分科会の事務局を担当させていただきます文書課の園田でございます。よろしくお願いいたします。

まずは、議事の進め方からでございます。今回は、「独立行政法人水資源機構の平成16年度業務実績に対する意見について」及び第16回農業分科会でご議論いただきました「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて」の2点についてご議論を賜りたいと考えております。中期目標期間終了時の見直しについては、それに係わる5法人に焦点を絞って意見交換することと致しますので、ご了解の程よろしくお願いいたします。

次に、本日お手元にお配りしております資料のご確認をお願いしたいと存じます。

資料の頭に配布資料一覧、議事次第があるかと存じますが、そのあとに資料1、資料2及び資料3をご用意申し上げます。右肩にそれぞれ資料番号を付しておりますので、配布資料一覧と見比べながらご確認をいただければと思います。

なお、本日は、差し替えた資料と事前に送付していなかった水資源機構の資料、これのみを卓上に配布させていただいております。具体的には資料2、3の1、4、5及び6でございます。お持ちいただきました古い資料は、卓上にそのまま置いていただければ、事務局で処分いたします。

更に参考資料といたしまして、プロジェクト・チームの構成表を添付しております。

以上でございます。不足がございましたら事務局の方へお申しつけいただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

松本分科会長 よろしいですか。それでは続きまして、大臣官房文書課長よりご挨拶をいた

できます。よろしくお願いいたします。

文書課長 大臣官房文書課長の中尾でございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。これまでご案内をしておりますとおり、本年も中期目標期間終了時の独立行政法人の見直しを昨年に引き続き行うこととなっております。本年は全体で7法人、農業分科会の関係では5法人について見直しの検討を行うことになっておりまして、8月末までに農林水産省としての見直し素案を取りまとめて、提出をする段取りとなっております。前回の分科会におきましては、見直しに当たった論点になりそうな点について、忌憚のない意見交換を行っていただきました。本日は、農林水産省が提出する見直し素案のたたき台につきましてご説明をいたしまして、これについて委員、臨時委員、専門委員の皆さまお一人お一人のご意見をいただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、議題に進んでまいりたいと思います。

まず、「独立行政法人水資源機構の平成16年度業務実績に対する意見について」でございます。それでは、事務局の方からご説明をお願いいたします。

文書課課長補佐 ご説明いたします。

本件につきましては、第16回農業分科会でもご説明させていただいておりますが、水資源機構につきましては、国土交通省が主管の法人でございまして、農林水産省ほか2省が共管となっております。このため、業務実績評価につきましては、国土交通省の評価委員会が行うこととなります。その際、水資源機構法第42条第3項第1号の規定により、農林水産省ほか2省の評価委員会の意見を聴くこととされており、その農林水産省独立行政法人評価委員会の意見の原案が今般、作成されたところでございます。詳細につきましては、担当の水資源機構プロジェクト・チームを代表しまして、渡邊委員の方にご説明をお願いしたいと思います。

渡邊委員 水資源機構プロジェクト・チームの渡邊でございます。今、ご説明ありましたように資料の2に従いまして、ご説明申し上げたいと思います。

1ページ目にありますように、7月4日付けで国土交通省独立行政法人評価委員長から農林水産省独立行政法人評価委員長あてに意見聴取がありました。これに従いまして、水資源機構プロジェクト・チーム並びに事務局で意見の案を作成いたしました。それが2ページ目、3ページです。読み上げる形でご説明申し上げたいと思います。2ページ、3ページの記以下を読み上げさせていただきます。

「平成16年度における農林水産省所管に係わる業務に関しては、計画に即した実施状況にあ

るものと判断される。なお、当該業務が今後も中期目標、中期計画及び年度計画に基づいて適切に実施されるとともに、年度業務実施評価が的確に行われるよう、別紙について参考とされたい。」以上です。続けて、3ページ目にあります別紙を読み上げさせていただきます。

「個々の取り組みを行う場合は、その具体的な目標や中期目標の達成に向け特に留意すべきポイントを明確にした上で、取り組みの実施状況・成果を恒常的に監視・検証し、その結果を組織・業務運営に反映させる仕組みを常に機能させる体制を整えておくことが必要である。施設管理の目標の基本は、「中期目標」にもあるように「安定的な水供給に努める」ことであることから、その達成の程度と理由を明確に説明することが求められる。達成の程度は定量的に表現することが望ましいが、定量化はなお学術的課題でもあり容易ではないものの、それに向けての取り組みを進めることが必要である。総合的なコストの縮減については、「水資源機構コスト構造改革プログラム」等の推進により、様々な取り組みを積極的に実施してきていることを評価する。ただし、今後、新たな技術・方式の導入やコスト縮減の取り組みによる事業や業務等への具体的な影響について、評価分析を進めることが必要である。」以上が、作成いたしました意見の案でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に、質疑応答の時間に入りたいと思います。ただ今、平成16年度の業務実績に対する意見の原案についてご説明をいただきましたが、これに関しまして、何かご質問、ご意見等がございましたら、お受けしたいと思います。どなたからでも結構でございます。どうぞお願いします。

徳江委員 今の最後の3番目のところでございますけれども、総合的なコストの縮減について云々でございますけども、「縮減の取り組みによる事業や業務等への具体的な影響について、評価分析を進めることが必要だ。」現段階では、これはかなりまだ緒についたばかりか、あるいはこれはどのくらいの中期目標の期間なのか、あるいは次のステップでやるのか、ちょっとその辺お聞かせいただきたい。

松本分科会長 分かりました。それでは、よろしく申し上げます。

渡邊委員 ご承知のように、水資源機構は事業年度として、1年間を通して実施されたのは平成16年度が初めてでございます。この初年度のコスト縮減の取り組みについては、私どもは順調に進んでいると判断いたしました。ただし、今、申し上げたとおり、また、徳江委員がおっしゃったとおりに、改革がスタートしたところですから、順調に進んでいると評価は致しますが、それが確実に継続して進んでいくかは常に監視することも必要があり、ご指摘の表現にさ

せていただいております。基本的には、順調に動き出しているが、緒についたばかりですので、引き続き具体的にそれがどういう形に出てくるかモニタリングしていくことが必要だということとです。

徳江委員 はい。ありがとうございました。結構です。分かりました。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。

(発言する者なし)

松本分科会長 それでは、国土交通省独立行政法人評価委員会に提出する意見につきまして、水資源機構プロジェクトチームからご説明いただいた原案を正式意見として提出することといたします。

それでよろしゅうございますね。

(「はい」という者あり)

松本分科会長 はい、ありがとうございます。

それでは、次の議題に進んで参りたいと思います。中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについてでございます。それでは事務局の方から、ご説明をお願いいたします。

文書課課長補佐 まずは、お手元にお配りしております資料3の1でございます。今後の独法見直し及び農業分科会等スケジュール(案)というものでございます。これは、6月3日の農業分科会でお示しさせていただいたスケジュール案から、基本的に大きく変わるものではないでございますが、8月末までの日程が具体的に決まりつつありますので、新たに記しているところがございます。こちらのスケジュール案にあるとおり、見直し素案についてです。本日ご紹介させていただく見直し素案についてこれまで作成を行ってまいりました。同時平行して、各PTの中で、各法人の見直し検討を行っていただいたというところがございます。

それで、本日の農業分科会の状況を評価委員会の方にお伝えさせていただいて、意見交換を8月2日の独法評価委員会の方でも行っていただくということを考えているところがございます。また、8月の下旬なんですけれども、農業分科会は23日、29日に独法評価委員会と、ここで見直し素案に係る意見を取りまとめていき、8月末までに見直し素案を総務省等に提出するという流れでございます。

一方、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会等の動きでございます。本年は、既に総務省の政・独委員会の方でも既に、ワーキンググループの方で、本年、見直し検討を行うその法人の議論が進められているところがございます。こちらの表にもあるとおり、6月14日にはワーキンググループが行われ、また、今度は総務省政・独委員会独法評価委員会の分科会なんで

すが、これが7月11日に行われておりまして、聞くところによりますとこの分科会で、各ワーキングの横並びの検討状況を確認しているという状況でございます。また、法人の現地視察というものを6月7日林木育種センター、6月21日肥飼料検査所、農薬検査所、7月5日に家畜改良センター、7月21日に種苗管理センターと回っているところでございます。また、最近入った情報としまして、総務省政・独委ワーキングが8月の下旬にまた新たに行われるということで確認がとれております。以上が今の段階での総務省政・独委の動きでございます。

その後につきましては、昨年同様、政・独委、有識者会議等におけるヒアリングが、9月から10月にかけて行われまして、勧告の方向性につきましては、11月の中旬を予定しているところで聞いております。また、行革本部の議を経て、内容が決定されるのが12月の末という流れでございます。前回もお話させていただいたんですが、この間のヒアリングの状況等につきましては、極力、あらゆる形で各委員の皆様にも情報提供なり、意見交換する場を設けていきたいと思っている次第でございます。

それと併せて、今、申し上げた総務省政・独委のワーキングで聞いているものとして、こんな議論が出ているというものについて、簡単にご紹介させていただくと、1点は、まず、法人の業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合に生ずる問題点を具体的かつ明確に説明できない場合は、非公務員化が必要ではないか、また、検査と業務の効率的な運営を図るために、農業生産資材に関する検査・検定を担う肥飼料検査所と農薬検査所との事務・事業の一体的な実施が必要ではないか、こういったことが議論として取り上げられているということで聞いております。

本日の意見交換に当たりましては、このような点を踏まえて、行っていただきたいと思っております。以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、各法人ごとに所管課からご説明いただき、すべての法人分が終了した後に、意見交換を行う、こういう順序で進めてまいりたいと思います。なお、今回はご出席いただいている委員、臨時委員及び専門委員全員のご発言をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。また、各担当課からのご説明は、1法人当たり5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、まず、農林水産消費技術センターについてお願いをいたします。

表示・規格課長 農林水産消費技術センターを担当しております表示・規格課長の水田でございます。資料3の2をお開きいただきたいと思っております。資料3の2でございます。1ページ

目と2ページ目に要約して取りまとめたさせていただきますので、この1ページ目と2ページ目を使いながら、ご説明をさせていただきたいと思っております。

農林水産消費技術センターでございますけれども、左上の赤い帯のところを書いてございますように、 のところでございますが、食品の表示やJASマークなどの食の安全と消費者の信頼の確保ということを目指して事業を実施しております。 にございますように、表示違反が疑われる事業者の立入検査など、そういった検査を受ける方の権利に強い制限を及ぼすような権限を行使しておりますし、また、 にございますように、国の機関であった時代から蓄積された食品、特に加工食品の製造工程とか分析などこういったものに関する専門技術的知見、こういったものがあるセンターだからこそできる業務でございます。言わば、国としての法規制を技術的側面から担う機関であると考えているところでございます。

その下にセンターの主な業務とその業務の特性ということで、左右に整理しておりますが、センターの主な業務といたしまして、1番目がJAS法関係の業務でございます。(1)にございますが、偽装表示があった場合など不正な食品表示、あるいは不正なJASマークに対する監視、取り締まりでございます。この偽装表示との疑いのある製造業者、販売業者に対しまして、強制的な立入検査、あるいはそこまでいかない場合に任意で立ち入って調査を実施するわけでございますが、この調査の結果、故意により偽装表示等が行われていたことが確認された場合には、改善の指示や業者名の公表というような厳しい措置が行われるわけございまして、言わば、法律違反に対する国の措置を行うために実施をされるものでございます。こういった業務の中では事実関係の確認、違法表示が行われたという確認のみではなく、故意、過失の有無など行政としての判断も行うというものでございまして、また、こうした業務は加工食品とか製造工程に関する専門技術的知見が極めて必要になってくる業務でございます。

次の(2)の業務でございます。JASマーク制度の関係でございますが、JASマーク制度において、JASマークを付けることができる業者を認定いたします登録認定機関、あるいはその認定を受けJAS製品を製造しJASマークを付ける認定事業者に対しまして指導・監督の業務でございます。こちらにつきましても、違反が確認されれば、登録の取り消しなどの国の措置が行われるわけございまして、先ほどの不正表示の業務と同様のことが言えると考えているところでございます。

(3)の業務でございますが、JAS規格の見直しの関係でございます。JAS規格につきましても、すべての規格を5年に1度以上見直すことになっておりまして、その関係で客観性の高いデータを提供するために市販されているJASマーク品の調査・分析等を行っているところ

るでございます。こうした業務はJASマークの信頼性を高めるために高い客観性が求められると考えているところでございます。

2番目の業務といたしまして、食品安全行政推進の關係の業務でございます。国といたしまして、食品安全行政を推進する前提となりますリスク分析、リスク管理のための有害物質の調査といった業務を行っているところでございます。こういった業務は右にございますように、国民の健康を保護するため、国がカドミなど重金属とかそういったものの規制措置を行うことの前提となるものでございまして、高い客観性が求められるというものでございます。また、(2)にございますように、大規模な食品事故など危機が発生した時におきまして、農林水産大臣からの緊急時の要請への対応というものも求められているところでございまして、こういった場合には、迅速かつ中断のない対応が求められると考えているところでございます。

3番目の業務といたしまして、遺伝子組換え生物の拡散を防止するためのカルタヘナ法に基づく立入検査でございます。この業務は国際条約でございますカルタヘナ議定書の義務を国が実行するためのものでございまして、右側にございますように、国が規制措置を行う前提となるという行政としての判断を行う業務でございます。

以上、申し上げました業務に関連いたしまして、4番にございますように、消費者への情報提供、あるいは表示の違反の關係での食品表示110番によります違反表示についての疑義情報の収集などこういった消費者対応業務というものも行っているところでございます。

右側の方に移りますが、右の上でございますが、こうした業務を行うセンターの組織形態につきましてでございますが、特定独立行政法人でことが必要であると考えているところでございます。偽造表示の問題とか表示の違反の問題でございますが、非常に消費者の関心が高く、社会問題になっているところでございまして、こういった者を摘発いたします立入検査でありますとか、あるいは食品事故が起きた時の緊急時の要請に対する対応というものでございますが、迅速かつ中断なく実施する必要があると考えておりまして、そうでなければ、偽造表示の証拠隠滅が行われたり、あるいは国民の健康安全に悪影響を及ぶ恐れがあると考えているところでございます。また、こうした事務でございますが、元来、国として、国の事務として行われてきたものでございますが、センター職員が公務員であることを前提といたしまして、独立行政法人化をしたというものでございます。

また、その下にございますように、こういった業務におきましては、事業者の方々の企業秘密、特許技術ですとか、取引關係上の企業秘密などに接する機会が多く、守秘義務の遵守というものが強く求められるということですので、あるいはその下にございますように、公正・中

立性の確保が重要でございまして、私企業からの隔離というのが徹底される必要があると考えているところでございます。こういったことが満たされない場合、検査を受ける食品企業等の理解と納得が得られないということもございまして、具体的な事例といたしまして、センターが独立行政法人に移行した後に、こういった表示違反に対します任意調査におきまして、国の職員でないからと調査を一旦断られるような事例が出ておりますが、こういったケースにおきましては、公務員である、公務員型である特定独立行政法人であるということを説明して、調査に入ることができたといった事例が出てきております。こういった中で非特定型にするということにつきましては、調査に入ることがさらに困難になるという恐れがあるわけございまして、そういったしますと、証拠隠滅といった恐れも出てくるわけございまして、偽装が発見できず、社会的に問題となる可能性があると考えているところでございます。

右下の業務の効率化・見直しのところでございまして、センターにおきまして、DNA分析等の特殊な分析につきましては、本部及び横浜とか神戸の特定の地域センターで集中的に実施をしているところでございます。また、2番にございまして、今国会でJAS法を改正いたしまして、センター業務についても必要な見直しを行ったところでございまして、JASの関係では、センター自らが検査をして、JASマークを貼るといった業務は廃止をいたしまして、一方で、JASの登録認定機関に対します事後監視体制の充実を図る観点から、立入検査等を新設したところでございます。

また、業務の関係につきましては、3番にございまして、専門性を有しないアンケート調査の発送とか集計業務とか、こういったものにつきましては外部委託の可能性を検討してまいりたいと考えております。

次のページに移りますが、2ページ目でございます。地方の組織でございます。センターで行う業務でございますが、食品表示偽装の立入検査、登録認定機関の監査など現場での対応が不可欠なものでございまして、右側の日本地図にも記してございまして、ブロック機関を設けることで業務の効率性、迅速性を確保していくということでございまして、近年におきまして、センターの組織の見直しといたしましては、平成3年に消費技術センターという名称になった以降も、3つの地方組織を廃止するなど集約化を図ってきているところでございます。こういった観点でセンターの組織の配置につきましては、業務内容の変化とかセンター間のバランス等を踏まえて、必要な見直しを行ってきたところでございまして、現時点におきましては、右下にございまして、各センター、管轄区域の人口ですとか、飲食料品の事業者数、こういったものに依じた規模となっているところでございまして、引き続き、本部とこの7地域セ

センターの体制で業務を分担していくことが必要と考えているところでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に種苗管理センターについて、お願いをいたします。

種苗課長 種苗管理センターを担当いたしております生産局種苗課長の寺沢でございます。資料3の3に基づきまして、ご説明いたします。表紙をめくっていただき、見直しの基本的な考え方という資料と次のページの2枚を使い、ご説明いたします。

種苗管理センターの事務・事業、大きく3つの柱で成り立っております。まず最初に、農林水産植物の品種登録に係る栽培試験でございます。これは、いわゆる知的財産権の一つであります育成者権を農林水産大臣が付与するに当たりまして、実際に出願のありました品種を栽培し、その特性の調査を実施するという業務でございます。この仕組みというのは、国際条約であるUPOV条約に基づき、国際ルールに従って行っており、各国とも国ないし国の機関が実際に行っているものでございます。従いまして、国が独占的な権利を付与するという審査の一部として実施するわけでございますので、当然、守秘義務も含めまして、中立・公正性が高く要求されるものでございます。

なお、最近の情勢といたしまして、知的財産基本法も制定をされ、知的財産の強化を政府挙げて取り組んでおり、この品種登録につきましても、出願件数が大幅に増加をしているということで、栽培試験もそれに比例して大幅に伸びてきております。

また、この権利が与えられましたものにつきまして、権利侵害の問題が非常に起きております。これに対応するため、政府としましても種苗法をこの3年で2回改正し、その強化を図っておるところでございます。種苗管理センターにおきましても、品種保護Gメンを平成17年度から新設をいたしまして、その侵害についての相談ですとか、情報収集、提供、調査等を行っているところでございます。

それから、2番目の農作物の種苗の検査でございます。これは流通段階の種苗を、種苗業者のところへ出向きまして、実際の種子あるいは苗等を集取、持ちかえりまして、表示内容、発芽率、あるいは純度等の品質に関する検査を実施するものでございます。特に、この6月から種苗への農薬使用の状況、具体的には回数でありますとか、薬剤名の表示の義務が強化をされまして、より食の安全というような観点も含め、実際に業者のところへ立入りまして、その種苗を持ち帰るといふ、まさに公権力の行使をする業務でございます。守秘義務あるいは中立・公正な立場が求められるものでございます。

それから、3番目のばれいしょ、さとうきび等の原原種生産・配布でございます。これは、我が国で生産をされておりますばれいしょ、あるいはさとうきびのほぼ全量に当たります原原種でございますけれども、これを種苗管理センターが生産しているところでございます。このばれいしょ、さとうきびというものは非常に増殖率が低く、病害虫に侵されやすいという特徴があるとともに、特に、ばれいしょにつきましては、植防法に基づきます唯一の国内検疫植物ということで、これは、WTOも特別な管理が必要だということで認められており、欧米におきましても国、あるいは州の機関により種苗管理センターと同等の管理体制がしかれているということでございます。

それから、この以上の3つの業務の見直しの基本的な考え方ということでございますけれども、法人組織の形態は、この栽培試験あるいは品種保護Gメン、指定種苗の検査につきましては、公権力の行使を行うということですので、中立・公正性あるいは守秘義務が求められますことから、引き続き、特定独立行政法人の形態で行うことが必要であると考えております。

それから、次の業務・組織の見直しでございますけれども、次のページをご覧いただきたいと思えます。種苗管理センターは、つくば市の本所のほかに事務所といたしまして12農場、1分場、1分室、右の地図にありますように全国各地に配置をしております。この配置の考え方ですけれども、先ほどの3つの業務それぞれにつきましては、業務に必要な特徴等を考慮しながら配置をしているところでございます。特に、栽培試験につきましては、多種多様な植物を栽培試験で実証するというので、さまざまな気候等に適応するほ場が必要であるというものでございます。

それから、指定種苗の集取、検査につきましては、全国各地の種苗会社に立入りをするというようなことで、機能的な対応が可能ないように全国各地で分散しております。それから、ばれいしょ、さとうきびにつきましては、特に先ほど申し上げましたように、我が国のばれいしょ、さとうきびのほぼ全量に相当する生産に必要な原原種を生産するというので、必要なほ場の面積というのが当然ながら不可欠でございます。なおかつ、ウイルス病等に非常に弱いという特性がございますので、リスク分散という必要もありますので、隔離ほ場であつ広大な面積が必要だということで、単純にどこかの農場を閉鎖するとか、あるいは統合するといったことが具体的に困難でございます。

しかしながら、独立行政法人として、効率的な運営ということで、見直しについては可能な範囲で検討いたしており、栽培試験につきましては、西日本農場が、この中期目標期間中に整備されましたので、そこへの集中化ということを中心として、9カ所から6カ所に集約化をし

ます。それから、種苗検査については4カ所から3カ所、ばれいしょの原原種生産・配布につきましては、農場ごとに少品種、大量生産、あるいは多品種、少量生産といったような役割分担を進めていきたいと考えております。

それから、お茶の原種生産をやっておりますけれども、これについてはある程度、一定の役割を果たしたということで、県あるいは民間への委託・移管の検討を進めているところでございます。このような効率化なども進めながら、アウトソーシング、ほ場管理作業などにつきましては、極力、外部委託等も活用し、効率化に努めているところでございます。こういった効率化を通じまして、特定独立行政法人として、より信頼性の高い業務を今後も引き続き続けていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、家畜改良センターについてお願いいたします。

畜産振興課長 家畜改良センターを担当しております生産局畜産部畜産振興課長の姫田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料3の4に基づいて、ご説明いたします。まず、1ページめくっていただきますと、家畜改良センターの見直しの基本的な考え方ということで、左側に事務・事業の内容とございます。家畜改良センターの事務・事業の内容につきまして、大きく2つに分かれます。家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善など、そして、2つ目が飼料作物の種苗、種子の生産、供給と検査ということでございます。

まず、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善につきましては、家畜の改良は全国規模で乳用牛、肉用牛、豚、鶏、馬、めん羊、山羊等の選抜、改良と種畜や精液の供給など、そして、全国の同一基準によります遺伝的能力の評価というものを公表しております。また、これにつきましては、従来から多種の家畜について、我が国の多様な気象そして、我が国の消費者ニーズに合わせた優良な種畜を作るために、かつ、国民に安価で安全な畜産物を供給するために全国に展開いたしました現場と長期にわたる選抜、改良が必要になっております。これについてはかなりの長期的な時間そして、多量の労力が必要になっている状況でございます。その結果として、畜産全体に及ぼす影響、生産性その他に及ぼす影響は非常に大きなものでございます。

2つ目は家畜改良増殖法に基づく種畜検査でございます。種畜検査及び種畜証明書の発行、そして農林水産大臣の要請に基づく立入検査というものでございます。これにつきましては、種畜の能力及び伝染性疾患や遺伝性疾患の伝播を防ぐための種畜の検査を行うことになってお

ります。種畜検査につきましては、場合によっては財産権を制限するというような極めて強い国の措置が伴っておりまして、公権力の行使を伴う業務であります。

3つ目の牛肉トレーサビリティ法に基づく業務ということで、牛肉の個体識別台帳の管理、情報提供、そしてBSE発生時における関連牛の緊急検索というものがございます。これは、まず1つは牛肉トレーサビリティ、BSEを発端といたしました食品の安全に関する国民の不安感を取り除くために、牛肉のトレーサビリティ法が施行されました。その中で、我が国すべての牛についてのトレーサビリティが確立されるということで、100%のデータを得ることになっております。そのためには、いわゆる消費者だけでなく、情報を提供していただく生産者からも絶対的な信頼を得る必要があることから、高い専門性、中立性、公平性及び秘匿性をも担保できる組織が当該業務を行う必要がございます。もちろん、BSE発生時における関連牛の緊急検索ということになりますと、これは具体的にはそれぞれの畜産経営にも及ぼす影響が多々ございますので、その中立性、公平性について、あるいはその結果として、消費者に及ぼす影響が高々ございますので、その中立性、公平性の高いことが必要になってございます。

2つ目の飼料作物の種苗、種子の生産・供給と検査でございますが、まず、品種改良された種子の一次増殖、そして種苗法、カルタヘナ法に基づく業務ということで、飼料作物の指定種苗の集取・検査、遺伝子組み換え飼料作物に関する検査などがございます。また、OECDの種子の品種証明業務ということで、OECDから必要な業務でございますので、輸出用種子に係る各種検査と品種証明書の添付ということがございます。これは飼料作物の飼料種子に係ります検査、検定におきましては、種苗業者に立ち入った種子の集取・検査を行うというようなことございまして、場合によっては不適合と判断された種苗、種子につきましては、種苗業者の販売を禁止するということがございます。こういう意味では種苗業者の権利、財産権、そして社会的な影響も非常に多くございます。また、近年の組み換え体の問題に係りまして大きな課題になっているところでございます。消費者に与える影響も大きゅうございます。

以上のことを踏まえまして、基本的な組織の形態といたしましては、公権力を行使することに伴う中立性、公平性及び秘匿性を全体として業務を実施するということが非常に重要なことになってございます。今後とも特定独立行政法人の形態を維持することが必要になってございます。ただ、見直し、最近の畜産物の消費動向に係りまして、いわゆる乳用牛、肉用牛、豚、鶏という4畜種に、消費のウエイトが大きく置かれておりますので、これらに改良、増殖業務を重点化していこうということ、それから飼料作物の種苗について、生産・配布につきましても、新しい品種やよりニーズの高い品種への重点化を図っていこうという考えでございます。

その他の家畜につきましては、国は生産者による基本的な改良体制を構築していくことを進めていくことが必要であろうと考えております。

また、アウトソーシングということで、現在の職員が行っております特に、技術専門職員が担当している業務につきましては、資格、専門的技術を要する業務にシフトしつつ、現在の家畜管理、飼料生産、種苗生産ほ場の管理における単純作業等につきましては、現員を確保するというを基本にいたしまして、退職者の状況を踏まえて段階的に外部委託を進めていくことにしたいと考えております。

次のページでございますが、家畜改良センターにおける牧場の配置状況ということで、全国で、1本所、11牧場に再編してございます。従来は最大の時で33カ所あった牧場を段階的に再編し、特に平成2年にセンター化して、大きく組織を再編いたしまして、平成7年までに17牧場を、1本所、11牧場に再編したところでございます。それぞれの畜種別に主産地が分散しているということ、それを主産地に配置するというのと、もう一つは効率的な育種素材の選定・確保・導入ということができるよう配分した育種改良を行っております。その成果品である種畜、精液の配布も産地に応じた配置をしているところでございます。

また、分散飼養における家畜伝染病の疾病リスクの低減ということで、近年、特に、高病原性鳥インフルエンザのような非常に急激に広まる家畜伝染病が起こっております。これにつきましては、複数の牧場に種畜を分散させることによって、疾病進入リスクを大幅に低減しようということで、種畜の安定供給を確保することが必要でございます。種畜そのものの重要な遺伝資源でございますので、これを一挙に病気でなくしてしまうということにならないようにということでございます。現に、これは原種系の民間の国内の原種系農場でございますが、ブロイラーの疾病が侵入したせいで、ブロイラーの生産に影響を与えるまでに至っているというような状況もございます。やはり、そういう意味での危険分散も非常に重要なことになってございます。特に、一旦伝染病が侵入してしまいますと、その遺伝資源は基本的には殺処分というのが原則でございますので、さらに外部からの遺伝資源が導入するということがなかなか行えない状況でございますので、検疫牧場と育種牧場というような配置をしていく必要がございます。

また、飼料作物の種苗の地域性ということで、我が国においても北は北海道から南は沖縄まで広く、飼料生産が行われているわけでございますが、それぞれ北海道の十勝牧場なり、長野牧場、熊本牧場で分担いたしまして、寒冷地、温地、暖地というようなそれぞれのものを寒冷地においては、マメ科やチモシー、長野ではイタリアのオーチャード、そして、暖地において

はトウモロコシや暖地型のギニア、バヒヤローズというようなそれぞれのグラスを栽培して生産を行っているということで増殖を行っているということで、これは非常に気候の要因が多うございますので、こういうような地域性の特性がございます。

また、こういうことも踏まえまして、めん羊、山羊、実験動物などの家畜につきましては、民間における改良体制への移行も視野において検討するという、そして、家畜管理の単純作業におきましては、退職者の状況を踏まえて、段階的に外部化するとともに、一般管理部門については、業務のあり方の見直しと効率化を図るということにいたしたいと思っております。

もう一度前に戻りますが、組織の重点化そしてアウトソーシングを進めながら、きちっとした家畜改良を進め、国民のためにより安全で安心な、そして、畜産を安定供給していくということで、現在の特定独立行政法人の形態を維持する必要があると考えているというところでございます。以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に肥飼料検査所及び農薬検査所ともをお願いいたします。

農産安全管理課長 消費・安全局農産安全管理課長の嘉多山でございます。私ども肥飼料検査所及び農薬検査所を担当しておりますので、併せてご説明させていただきたいと思っております。

資料は3の5と3の6という資料でございます。それぞれ1ページ目を中心に説明申し上げたいと思っております。ご承知のとおりだと思いますけれども、両法人が取り扱っております資材、肥飼料、農薬というのは、物質としての特性なり形状あるいは使用目的、方法というものが全く異なったものでございます。しかしながら、いずれも食料の安定的な生産・供給に不可欠な資材でございますし、多くの農業者が広く使用するものでございます。更に、農畜産物に残留した有害成分が毎日の食事を通じて消費者の皆さんに意識されることなく摂取されてしまうという特徴を有しているということでございます。このため、従来からその安全性の確保については、消費者、農業者、食品産業の皆様の高いものでございます。さらに、BSEの発生、無登録農薬問題の発生といったものを契機といたしまして、食品の安全性に対する関心が高まるとともに、肥飼料と農薬の安全性を確保するための制度、事務・事業というものにつきましては、国の基本的な責務として従来以上に厳格かつ適切に実施をすることが強く求められていると認識をしております。このような考え方の中で、両法人の見直しの基本的な考え方というものの整理をいたしたわけでございます。

まず、肥飼料検査所でございます。資料3の5でございます。まず、1ページ目をご覧いただきたいと思います。肥飼料は農畜産物、それから化学工場の廃棄物それから食品産業等含

めた産業の副産物といったものが混合されたものでございます。このため、BSEの原因となる異常プリオンあるいはカドミウムなどの重金属が混入をするという心配があるわけでございます。実際にそういう事件も起きているというところでございます。それから、複数のものの混合物でございますので、品質が不安定であるという性質も有しているわけでございます。こういう特性を踏まえまして、登録検査により、有害物質が許容範囲に収まっているかといったようなことを事前にチェックするというだけではなくて、肥料、飼料の製造場に適切かつ迅速に立ち入って、製品を収去、分析をするということにより有害物質が含まれた肥料なり飼料の流通を効果的、効率的に防止をするというのが肥飼料検査所の仕事ということでございます。

左下の社会経済情勢の変化の状況という欄をご覧いただきたいと思えます。肥飼料につきましては、先ほど申し上げましたが、BSEの原因である異常プリオンや未承認の遺伝子組換えトウモロコシが混入をすると、あるいは工業排水汚泥などを原料とした場合には、カドミウム、砒素といった重金属が混入するような恐れがあるということで、近年、新たなリスクが生じてきているということでございます。更に、最近、産業廃棄物処理の副業として肥料を製造するという事例も増加をしてきておりまして、適切な製造管理が行われるように、常日頃から指導をしていくということも重要でございます。

そういう中で、事務・事業の特徴でございます。肥飼料検査所の事務・事業は、これは肥料、飼料の製造、販売の禁止あるいは回収といった事業者にとって大変大きな経済的負担を伴う行政処分の前提となるものでございます。このため、食品の安全性の確保という国の基本的な責務を果たすということで、国との一体性を有しており、更に例えば、未承認の遺伝子組み換えトウモロコシ、最近、BT10などが話題になっておりますが、そういうものが大量に輸出国に送り返すといった処分もございまして、場合によっては国際問題に発展しかねないものということでございます。こういう状況でございますので、基本的に科学的根拠に基づいた中立・公正な立場で厳格に業務を行っていくということが不可欠でございます。

それから、立入検査では原料、製造工程、関係書類といった企業秘密にあたるものを対象にして、検査せざるを得ないということがございますので、検査を行う者はその秘密を厳守することが求められるわけでございます。更に立入検査の場合は、無通告で実施をするということになりますし、所有権のみに係わらず、無償でサンプルを収去してこななければいけないということでございますし、緊急の場合にはその場で、出荷停止を指示するという場合もあるわけでございます。

そういう中で、常日頃から被検者である業者との信頼関係といったものを築きながら、その

理解、協力を得るといことが不可欠ということでございます。実際、現在におきましても、国家公務員が国の責任において、検査をするということ、ご納得をいただかないとなかなか立入ができないというような事例も発生しているわけございまして、このような理解、協力というものをきちんと得ていくというのが特徴的なところかと思ひます。

それから、飼料の添加物でございますが、これにつきましては、OECDでGLPへの適合性確認ということでの査察をし、そこでの試験成績を相互に受け入れるという仕組みがあるわけございまして、EUとの間の相互承認協定を結んでおりまして、相互の査察をし、データを受け入れるということになっているわけございまして、EUは国自らが査察を実施しているということございまして、我が国のみが国家公務員ではない者が査察を行うということでは、国際的な信用を失いかねないという懸念もあるわけございまして。

このようなことを踏まえまして、一番右側になります、見直しの基本的な考え方ということございまして。先ほど申し上げましたように、事務・事業自体が食への安全性に対する責務がかなり大きいということございまして、そういうリスク管理が必要なものに重点化をすると、それから、一層、効率化、合理化をすることは当然進めていくわけございまして、引き続き、肥飼料検査所が行うことにしたいと考えております。ただし、試薬の調製など単純作業がございまして、そういうものにつきましては、アウトソーシングができないかといったことを検討をすることとしております。

それから、立入検査で収去した混合物の中から有害物質を迅速に定量・評価するということのために、高度に特化しているという機関でございますので、なかなか他の機関との統合というのは難しいものではないかと考えているということございまして。

いずれにいたしましても、アウトソーシング等によりまして、効率化、重点化の努力をしながら、やはり、中立・公正、守秘義務と国際的な信用の確保という観点で引き続き特定独立行政法人の維持が必要と考えているところでございまして。

続きまして、2枚目をご覧いただきたいと思ひます。地方事務所の設置の状況でございます。的確に立入検査をしているということになりますと、製造現場の実態というものに、専門的な見地から、よく精通しているということが必要になるわけございまして、また、肥料なり飼料の原料の主体が輸入品であるということで、水際で迅速に検査をするということが必要になるわけございまして。現在、輸入港に近い6都市に事務所、本部も含めまして、事務所を設けているわけございまして、右側の表のとおり、中央事務所の近県にほとんどの検査対象事業所がございまして、また、職員一人当たりの担当する事業所数も平準化を図りながら、的確な

立入を行っているという状況でございます。このため、業務量に応じて、今後とも適切に経営資源を配置しながら、引き続き現行の体制を維持することが必要と考えているところでございます。肥飼料検査所については以上のとおりでございます。

農薬検査所でございます。資料の3の6でございます。1ページ目をごらんいただきたいと申します。肥飼料と違いまして、農薬は純度が高い、あるいは新規の化学物質というものでございますし、病虫害防除というのが目的でございますので毒性が強いという物資であるという特徴があるわけでございます。このため、品質・安全性という問題とそれからそれが適切に使用されるということになれば、人の健康や水質なども含めた環境に大きな影響を及ぼしかねないということでございます。農薬検査所の事務・事業は農薬登録の可否を判断するための登録検査、それから、農薬取締法の遵守状況を確認するための立入検査、登録検査に附帯する事業ということでございます。毒性が強い、品質が安定しているという性質がございますので、検査に当たりましても、登録検査に重点をおいて、安全性の確認されていない農薬が製造されないということを中心に業務を行っているというところでございます。

登録検査自体は、新規の化学物質について、メーカーから提出された安全性に関する膨大なデータを検証する、あるいは、必要に応じて分析をするということがあるわけでございますし、農薬の性状なり残留性といったものを踏まえて、最終的には適応作物ごとに使用基準の案を策定するものでございます。従って、なかなかマニュアルを作って、それに沿って淡々と分析を行えば実証できるという業務ではないということ、ご理解をいただきたいと考えている次第でございます。

食品の安全性を確保するための制度改正ということで、左の下のところに書いてございます。農薬についてはご承知のとおり、食品の安全性を確保するということで、近年、規制を強化してきているわけでございますが、食品衛生法が改正をされまして、来年には約700件にも及ぶすべての農薬について残留農薬基準を設定をするという仕事が待っているわけでございます。これに対応するために、既に登録されている農薬使用基準を見直すといった業務の増加が見込まれているという状況にあるということが今後の状況の中で大きな点でございます。

事務・事業の特徴、真ん中に書いているところでございますが、農薬検査所の事務・事業は、農薬登録という許認可というものに直結をしておりますし、取締法の遵守状況を確認するための立入検査というものは、公権力の行使を伴うものでございます。そのため、食品の安全性を確保するという意味で国との一体性、高度な中立公正性の下で、厳格な検査をしていくことが求められるわけでございます。また、農薬の試験データは重要な企業秘密でございますので、

肥飼料同様、検査を行う者は、守秘義務を課すということが不可欠であろうと考えているわけ
でございます。

更に、農薬の安全性を評価するということを目的として高度に専門化した機関でございます。
海外においても同様の事務・事業については国家公務員で構成される専門機関が行っているわ
けでございます。例えば、OECDで先ほど、飼料添加物と同様でございますが、農薬につい
てもGLPの制度ということがございまして、相互にデータを受け入れるということになって
いるわけでございますが、このカウンターパートになる各国での査察機関も国家公務員が査察
を担っているという状況にあるわけでございます。そういう中で我が国のみが公務員でない者
が同様の事務・事業を行うということでは国際的な信用を失うということになりますし、農薬
の場合は、極めて国際的な商品ということで、多国籍企業が我が国にもかなり農薬を製造し、
販売をしているわけでございますけれども、そういう中で、信用を失うことにより、我が国の
消費者なり農業者が求めているより安全でより効果的な農薬の製造、使用ということも妨げる
ことになりかねないのではないかと考えている次第でございます。

このような状況を踏まえた上で、見直しの基本的な考え方ということでございますが、事
務・事業は今後とも、一層、効率化、合理化を図っていくということでございます。試薬の調
製等の関連作業についてもアウトソーシングなどができないかということを検討することにし
ておりますけれども、引き続き、農薬検査所が行うということが適当だろうと考えてございま
す。また、農薬の検査に特化しているということでございますので、他機関との統合も難しい
ということ、それから、先ほどから申し上げていますように、中立・公正性と守秘義務、国際
的な信用の確保という点で、引き続き、特定独立行政法人の維持が必要と考えている次第で
ございます。

最後でございます。先ほど、文書課の方からお話ございましたように、肥飼料検査所と農薬
検査所の統合という問題が指摘をされているようでございますので、その点について若干ご説
明をさせていただきたいと思えます。これまでご説明いたしましたように、肥飼料と農薬は物
質としての特性や、それ自体が毒性をもっているかどうかなど全く違うものでございます。従
って、検査の仕組みや方法、あるいは必要とされる専門性というものも大きく異なるわけ
でございます。例えば、肥飼料では製品の製造、原料あるいは製造現場の実態といったものを踏ま
えまして、的確に均一なサンプルをどのように収去するかということに対する知識、経験とい
ったものが求められるわけでございますし、更に過去の体系的なデータに基づいて、有害物質
を迅速に見つけ出して分析、検出をするという能力も求められるわけでございます。

一方、農薬の方は、人の健康等や悪影響が許容し得るかどうかなどを判断するため、化学物質の毒性、構造といったものに対する知識、それから残留性、使用基準を評価するという点から見れば、作物や栽培方法などに関する知見も相当なければいけないということになりますし、これらの全体を踏まえて、多角的に評価をできる豊富な経験が求められるということではなからうかと考えております。

このように、業務の性質や職員に求められる資質、あるいは組織のマネジメントというものも異なりますので、両法人が統合したとしても、職員を融通するというのはなかなか難しいのではないかと考えてございますし、更に実態を申し上げますと、農薬検査所、肥飼料検査所ともに、新しい建物に移ったばかりであるということも踏まえまして、分析器の共用といったことも実質的には困難ということになります。そういう中で、指揮命令系統の複雑化によって、緊急時の対応に遅れが生じるといったデメリットの方が、大きいのではないかと私どもとしては懸念をしているわけでございます。肥飼料検査所、農薬検査所についてのご説明は以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

それではただ今から、意見交換の時間に入りたいと思います。ただ今、各法人の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて、それぞれご説明があったところでございますが、これに関しまして、各委員にご意見を求めたいと思います。どうぞ、率直なご意見を賜りたいと思います。

それでは、井上委員の次に手島委員と、時計回りの順番でご意見を賜りたいと思います。なお、まことに恐縮でございますが、お一人あたり3分程度でお願いをしたいと思います。

それでは、井上委員からお願いをいたします。

井上委員 では、種苗管理センターの資料3の3をもう一度出させていただきたいんですけども、その2枚目の見直しの基本的な考え方のところを見ていただきたいと思います。種苗管理センターの大きな分野の一つといたしまして、品種登録にかかる栽培試験というのをしております。この種苗法に基づく品種登録制度といいますのは、先ほど寺沢課長の方からも詳しいご説明がありましたが、植物新品種の権利を保護すること、また、品種の育成を振興することにより農林水産業の発展に寄与することを目的としております。この知的財産というのはこの種苗管理センターの仕事の大きな業務の一つであると考えているんですけども、これは平成14年に制定された知的財産基本法の下で、政府が知的財産立国における戦略を定めた知的財産推進計画というものに沿っているわけですし、集中的、計画的に実施しているところ

です。

そこで、この植物の新品種と申しますのは、農林水産分野において重要な知的財産とされているということがポイントと考えられております。このため、この植物の新品種の保護や品種保護Gメンによる育成者権の侵害対策の評価というのが大変大事な業務として行っているところです。この登録に当たりまして、栽培試験は国際条約や種苗法に基づきまして、品種登録の要件を満たすかどうかということの判断を行いまして、出願者に育成者権、例えば、特許権や商標権に相当するものを付与しているということが種苗管理センターの大事な業務です。この品種の育成の振興を通じまして、例えば、食料の安定供給、また、我が国の農林水産業の競争力の強化に貢献するとともに、この品種登録の育成者権の付与とかあるいは登録品種の取り消しといった処分につながるものを種苗法に基づきまして、農林水産大臣が本法人に行わせるものであり、国の関与が不可欠であると考えております。

大体3分ですと、次はあと高橋、武田専門委員の方にバトンタッチしたいと思うんですけども、以上のことから種苗管理センターが特定独立行政法人であることが必須と思われる理由のひとつであると考えております。以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、手島委員お願いいたします。

手島委員 この前、長話をして松本先生に注意をされましたが・・・、

松本分科会長 いやいや、それはお忘れになってください。

手島委員 要領よくやります。

松本分科会長 どうぞ。

手島委員 今回、取り上げられている機関はみんな国民の食生活との関係とか、あるいは業界との関係ですね。そういう意味において、非常に共通した機関が取り上げられると思います。これらについて、私は農林水産消費技術センターのプロジェクト・チームにいるんですけども、これらの機関が今の国民の要請にマッチした仕事をきちっとしておられるかどうかということ、それから、それらが効果的あるいは効率的に行われているか、また、この組織の見直しというようなことが言われているわけですが、特に今の組織で行うのが適切か、あるいはそれが公務員の資格が必要かというような問題についていろいろ議論してきました。今日、お話を伺ってみると、どの機関も非常に共通性があるなという感じを受けております。

私どもの議論の中では、いろいろな点を議論してみましたが、結論から申しますと、今回、それぞれご担当課長さんからご説明があったように、これらの仕事は今の機関が行うのが適当だということもそのとおりだなと思えますし、それから、これらの公権力を行使するような仕

事が中心になってるので、やっぱり公務員の資格があった方がいいということも、今の日本の社会的な通念からいえば、今の時点ではその方が無難なんだろうなと私も思っております。

従って、効率化の点についても各機関それぞれ非常に真剣に取り組んでおられて、着々とそういうことを進めておられますし、今後もそういう意欲をもって取り組んでおられるので、この点もいいんじゃないかと思いました。時代の要請でありますこの国家公務員の数をもう少し軽くしたいという要請があるわけなので、今回の点からいきますと、それにはそぐわない答えになっているわけなんですけれども、今の時点ではこの辺がいいところかなという感じを持ちました。ただ、これはまたこれから先に、中長期的に見ると、そういう点から更に見直しをしていくという時期もまたくるのではないかと思っております。以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、徳江委員お願いします。

徳江委員 前回、評価委員会でも私がキーワードを挙げて、これに基づいて見直し等の素案を作っていたきたいと要望いたしましたけれども、今回、この素案としては大体幾つかの20ぐらいのキーワードが入っておりまして、大変参考になりました。ありがとうございます。私としては、更にもう少し絞りたいと思ひまして、そのポイントとしては第一にやはり国民の生命、財産を守ることが一つですね。それから、公権力の行使という用語がたびたび出ておりますけれども、公権力の行使というのは具体的には処分を伴うのか、あるいは私権、私の権利を制限するのか、こういったものが出てくると思ひますけれども、そういったものがやはり発生するという事。それから、食糧の安全保障の問題。多分、食糧基本計画では自給率40%から45%に引き上げましたけれども、やっぱり食糧の安全保障というこの辺からも一つ考えなきゃいけないかなと。

それから、国際的に見てやはり国の代表として業務を行うと。こんな形でのポイントになるんじゃないかなと思ひます。それから、行政サービスを受ける直接の受益者、生産者、農業の従事者の方とか、あるいは消費者の方ですね。こういった方がやはり直接、受益する場合の事業がありますから、その場合にはむしろその受益者に近いところの部署、今、地方分権が叫ばれてますけど、その具体的な部署としては地方公共団体等ですね。こういったところがやはり担うべきことがあるんじゃないか。そういった場合には現在の法人がやってる事業については、これは、そちらの方に移譲をすると、そんな形になると思ひます。

それから、法人全体の運営コストですね。これはやはり最終的には国民の税負担を軽減することになりますから、先ほどちょっとありましたように、法人の統合の問題とか事業所の統廃合の問題とか、他の独立行政法人、この農林水産省の所管の法人でも、例えば、事業所がかな

り重視しているところがあるんじゃないかと思います。この辺は横断的に十分検討をしていますが、そういった意味での全体のやはり運営コストを下げる工夫が必要じゃないかという点ですね。

それから、最後なんですけれども、やはり、この国家公務員としての身分を有するか、有しないか。この有しない場合にはどんな不利益が受益者に出てくるかと。こんなこともやはりちょっと検討する必要があるんじゃないかとか。以上の観点から、種苗管理センター、家畜改良センター、それから農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所について申し上げたいと思います。まず、種苗管理センターの方は基本的には、素案でよろしいんじゃないかと思います。やはり、かなり公権力の行使が出ておりますので、この場合に、公権力の行使をする場合に、それじゃ国家公務員としてこれは、国家公務員の身分を有する必然性がやっぱり必ずあるのかどうか、ちょっとその辺の議論がまだ足りないなと思いますので、もう少し議論するべきじゃないかなと思います。ただ種苗管理センターもやはり今、申し上げたようなポイント以外のところで、特に公権力の行使のない部分については外部委託をどんどんやっていただきたいなというところです。

それから、家畜改良センターについてもほぼこの素案でよろしいかと思いますが、これもやはり公権力の行使とそれ以外の部分に分けて、民間に委託できるものについては、委託していただきたいということです。

それから、農林水産消費技術センターと肥飼料検査所と農薬検査所ですね。私の専門的な力の不足から、今のご説明でも十分理解できない部分もあるかと思いますが、やはり食品の安全行政を進める上では、非常に共通した経営のコンセプトがあるんじゃないかと思います。場合によってはこの3つを全て、あるいはこの中の全部じゃないけれども部分的にでも、やはり1つの経営組織体として統合する必要があるかなと。ただし、今、ご説明ありましたように、その指揮系統が複雑になるとか、農薬と肥飼料が違うといっても、通常会社はいろいろな製品を製造していますが、それぞれは独立してやっている。例えば、事業部制の形態をとっている場合があります。マネジメントの力があれば、経営体として統合してもそれぞれがやはり役割を果たせるんじゃないかと思います。ちょっとこの辺はご担当の方と意見が違うと思います。

それから、もう一つ、先ほどの全体のコストの低減という点で、申し上げましたけれども、やはり、例えば、今、私が担当しているPTの方では、農畜産業振興機構というのがございますけれども、これはやはり輸入港に大体事業所があるんですね。この肥飼料検査所の方も確か輸入港にあるわけですね。そうした場合にやはり場所としては共通しているのではないかと

あると考えております。

そうしたところからも、この今、話題が上がっております5法人につきましては、現時点では、やはり公務員型の特定独立行政法人で当面はいいと思います。以上、私の意見でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、日和佐委員お願いいたします。

日和佐委員 まず、全体的なことを申し上げたいんですが。組織の統合ということが要請されているわけですが、組織の統合というのは、そんなに簡単にはいかない。それぞれ理由があって、独立してやっているので、そんなに簡単にはいかない。むしろ全体として見直していただきたいと思いますのは、重複している業務があるのではないかなという気がいたします。これはもっと細かく分析する必要があると思うんですが、業務に関しては、どこかに統合する。得意な組織で管轄するというような見直しができるのではないかと考えておまして、ぜひそれは細かく検討していただきたいと思います。

それと、公務員か非公務員かという問題なんですけれども、これで決定的に違うのは、私は運営の資金が税金で賄われるのか、あるいはその組織の活動によってあげた利益で運営されるのか。そこが決定的な違いであると思っております。もちろん、民間だから不正をするというようなことにはつながらないわけですが、その決定的な違いに基づいて、公務員である組織に求められるのは、公開性や公正性はより一層、民間よりもその点は厳しく求められると思っております。ですから、やはり事業の中身によって、公務員が適切であるということが判断できるのではないかと考えております。

私は具体的には農薬検査所を担当しているわけですが、今も話題になっておりますように、肥飼料検査所と検査所だから一緒になってもいいのではないかという発想ではないかと思われるほど、かなり安易な発想だと思うんですが、このことを申し上げますと、農薬検査所は化学的な物質について書類審査をして、農薬登録の可否について判断をする。肥飼料検査所の方は、むしろ対象物質は有機的なものが多い。現在、リサイクル等によって、新たな問題も発生しているということですので、同じ検査所と同じ検査機器を使ってもやっていることの中身については、大変な違いがある。そのことをしっかり、理解をしていただくことがいいのではないかと考えておまして、両方とも登録、同時にこれは、許認可につながります。国の許認可につながる事業をやっておりますので、公務員でいわゆる特定独立行政法人という組織で行うのがいいのではないかと考えております。

それと、本当にこれは具体的なことなんですけれども、農薬検査所は新設したばかり、建て

替えたばかりです。ですから、本当に統合するのは、コスト削減につながるのかどうなのか。それは具体的に想定してデータを出してみようということも必要なのではないかと思います。新設したばかりで、もちろん、分所ということで運営していくということは可能ではありますが、かえってそうなると、複雑さが発生してコスト削減につながらないという可能性があるわけですので、本当にコスト削減につながるのかどうなのかということを検討する必要があります。

同時に、アウトソーシングの問題もそうだと思います。可能な限り、アウトソーシングは積極的にやっていくべきですけれども、外へ出したがために、手続だとかどういう仕様でやってくださいとか、そういうことを改めて作成しなければならないという作業が出てくる場合もあると思うんですね。ですから、本当にコスト削減につながるのかどうなのか、そこは具体的に想定でいいんですけれども、予想でいいんですけれども、説明できるような資料が必要なのではないかと思っております。全体的にはそんなことなんです、全体的なことと、私が担当しているところではそうなんです、先ほどちょっと気になりましたのは、家畜改良センターさんがめん羊や山羊に関しては、もうやらないと。コスト削減ということですけども、実はめん羊や山羊の研究というのは余り行われていないと思うんですね。民間でも、どうなんでしょうか。むしろその特定独立行政法人という位置づけでやっていたならば、民間ではコストやさまざまな理由で手がつけられてない分野について、少しコストのことをちょっと、考えなくてもいいわけではありませんけれども、積極的に援助していく。やっていくという役割もあるのではないかなと思います。以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、萬野委員どうぞ。

萬野委員 全体としては5法人とも検査業務があるということで、公務員でないとはやはり信頼性の担保はできないと思います。私、家畜改良センターのPTなんです、今、日和佐さんがおっしゃってくれたので、その方面でちょっと話したいんですが。

家畜改良センターも各検査業務、またトレーサビリティ法に基づく牛の固体識別データの管理をやって、それが公務員でなければいけないということで、今回の一つの大きなテーマの公務員化に対する、どういふのですか。固体みたいなところに余りにもどうですか。なびき過ぎているような気がするんですね。一応今回、全体見直し論ということからいいますと、やはり食糧の自給率の向上とか安全性、また、生産性アップ等のことを考えますと、家畜改良センターは、検査業務以外に改良増殖の部分も担っていますので、本当にその辺を充実する必要がないのかと。結局は独法として問われるのは費用対効果じゃないかなと私は考えてますので。

本当にコストダウンなり効率を重要視するがために、本当にそういう将来に向けて、やっておかなきゃいけないこともやっぱりやめるのがいいのかと大きな疑問として考えております。

ですから、効果という意味では、いろいろな業務を家畜改良センターも長年やられて、効果も出されてるんですが、私の印象とすればまだ民間とのリレーションといいますか。そういった関係がまだまだ弱いんで、国全体としての畜産に対する影響力がまだ不十分かなということを感じてますので、私としては今の流れとは逆なんですけど、もっと日本のそういった畜産にアピールできるような業務の見直しも検討の一つとしてもっていただきたいと考えてます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次は、渡邊委員お願いいたします。

渡邊委員 今日各センターや検査所の見直しを伺い、特に検査関係の業務だけではなくて、日頃、地道な活動されているというところを評価しておりますが、そういう部分がこの見直しの中でうまくアピールされてないのではないかという視点から、3点ほどご意見申し上げます。

その前段として、独法でという組織の性格上、かなり長期的なビジョンは話題にしにくいのかもかもしれませんが、もう少し長い視点で組織のあり方が滲むような見直しができないのかなと思います。こういう仕事や問題があるから、こういう組織が必要だというような説明のイメージがありますが、本来、こういうことをやっている組織が国としてどうしても欲しいというようなところが滲むような見直しができないのかと思います。こういう現在の状況であるのか、こういう組織・機関が必要であるという理屈は、その状況がなくなればみな存在理由が消えてしまうわけで、状況にかかわらず国の仕事として欠かせないことを明確に説明する見直しが重要であることを、基本的なイメージとして持ちました。

今から3点申し上げます。一つは今の前段の話と係わるんですが、多くの法人の説明のなかで規制関係の業務があって、それには中立的な立場がないといけないとか、公権力の行使が必要だというようなことが、独法の必要性の論拠になっていると思いますが、その論理が少し前面に出過ぎているような気がいたしました。それは、少し表現が適切では無いかもしれませんが、「JAS見張り番」とか、「品種Gメン」のようなイメージのみが強調されて、各センターや検査所で地道にやっておられるバックグラウンドとなる活動とセットになって初めて、検査などの業務ができるというような形の検査業務のアピールや見直しというのができないものかと考えました。それが第1点目です。その基礎となるバックグラウンドの活動は、経済的な側面から考えて、他の機関などではできない仕事ではないかと思うので、そういう形のアピールはできないかと考えました。

次に、2点目は、既に多くの委員がおっしゃいましたが、それぞれのセンターや検査所の連

携については、もう少し具体的に検討した上で、可能性を整理しないと、論拠としては弱いのではないかと思います。例えば、カルタヘナ法に関わる業務は、多くの法人の業務に出てきますが、それぞれの関係等がわかりにくいと思います。横の連携をした上で議論をして、それぞれの見直しに反映させるような手続きが具体的に必要ではないかと思います。

それから、最後の2つの検査所の合併の困難性のご説明のところ、緊急時の対応問題が出ましたが、例えば、緊急時に具体的にどういうことが問題になるのかが明確ではありません。どういうことが問題になるのかということが、もし今の時点でクリアになるのであれば、その問題を解消すれば、合併による緊急時の支障の問題が解決することになるわけです。また、問題が想定できないようであれば今の現時点でも両組織の緊急時対応には問題があり、合併に伴う問題ではないこととなります。こういうことが論点になるとすれば、きちんとロジックをご検討になったらいいのかなと思います。

最後に3点目は、少しテクニカルな話ですが、地方レベルの組織、少し話題になりましたが、その地域性やロケーションは、それぞれ担当されている業務にとって大事なことだと思うんですが、その位置づけの資料をもう少し整理されたら良いと思います。例えば、農林水産消費技術センターの地域組織は岡山と兵庫にあります、管轄範囲と位置関係についてです。それぞれの位置や管轄には様々な理由や背景・経緯があって、簡単に機械的に分散配置させるものでもないことは自明ですが、その説明をもう少しクリアにすべきだと思います。少し、抽象的な見直しの理念説からテクニカルな話について、以上、3点意見申し述べてさせていただきました。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、次は安部委員お願いいたします。

安部臨時委員 先ほど一つご指摘いただいたんですけど、私もちょっと報告の中で気になったのが、山羊とめん羊ですね。これはやはり、地域の特産、地産地消とか言われている。そういう見直しからやはり今求められてきているわけですね。そういう中で、飼養頭数が非常に少ないからということで、やっぱりそういうものを取り扱っていく方向をやめていくというのはやはり、ちょっともう一度再検討していただいてもよろしいのかな。確かにコストの関係はございますけれども、やはり需要としても一定の需要はあるわけですから、もう少し検討していただければというのが要望です。まず、1点です。

それからもう1点、いただいた資料の中で、農薬検査所とか肥飼料検査所で明確に書いてあるのは高度に特化した専門機関であるため、法人との合併は困難であるというその法人の合併統合に少し、ちょっと限定させてお話をさせていただきたいんですけども、確かに、理由と

して、指揮系統、命令系統など緊急時の対応に支障を来たすという、先ほど、いろいろと理由を挙げられたことは、それはそれなりに理解はするんですけども、ただ、私の意見として、先に徳江委員もご指摘されたんですけども、食の安全・安心という、そういう国民の意識の高まりがやはり見られているわけですね。そういう食品の安全性の確保のために、事業を行っている。今日、報告、説明がございました農林水産消費技術センターでは、食品の安全行政推進のためのリスク分析管理に必要な残留農薬や重金属の有害物質の分析、調査を実施されておられますし、それから肥飼料検査所では肥飼料及び肥飼料添加物の検査業務、それから農薬検査所では農薬の検査業務、それぞれ行っておられるわけですね。

このように食の安全、安心に関連する分析調査とか、あるいは検査業務を行っておられるわけですから、これらの業務で得られた情報、それについてやはり統合して食の安全・安心に関する情報を一元化して行って、情報の質と量を高めて、効率的に情報を発信、そして提供していくということがやはりこれからますます求められてきてるんじゃないだろうかと、そういう観点から考えていきますと、やはり、合併統合という方向についても、もう一度検討するものは検討していただいた方がよろしいのではないだろうかと、特に、情報の提供との事務部門というのは、等価に統合して行っていくことも可能ではないだろうかと考えておりますので、ご検討いただければと思います。以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは、次は清野委員お願いいたします。

清野臨時委員 まだ、自分として意見の考え方の整理がつかない面もございますけれども、少し、大局的な話からさせていただきますと、やはり今、国全体の大きな流れが民間でできるものは民間にという流れでございまして、決して数合わせの論理になってはいけないと思うんですけども、そうした国全体の中で求められていることを真摯に検討して、かつ、特に専門性を求める分野よりは、むしろ管理部門的なところに対してどういう整理ができるのかということに立っての統合の議論を進めるべきではないかなと思っております。

既に、何人かの方もおっしゃいましたけれども、本日の議論のポイントになっておりました特定独立行政法人としての位置づけでありますけれども、その中で各法人とも強調されておりました国の法規制があるとか、業務に強制力が伴うとか、あるいはそうした場合の職員の身分の問題ということについて申し上げますと、そうした職務の執行という仕事とそれらの基になります判断という業務は多少性格が異なるのではないかなと考えます。むしろそうした判断は、科学的な根拠に立った、どこが行っても客観性を示せるものでなければならぬだろうなということが一つ頭にあります。

それから、公務員の身分ということでありまして、それを公共サービスという形でとらえますと、そうした中ではやはりいろいろ整理をしていけば、業務の委託等、代替できるような仕事もあるのではないのかなと。それから、なかなか強制的な執行が行えないということに対しては、やはり、法律を遵守するという国民の側からすれば、それも国民の協力が得られないということに問題であると思いますので、そうした観点も含めた少し大局的な対応が今後必要ではないかなと。

それから、各法人の効率化を進める観点でいま一つ、受益者でありますとか、国民あるいは消費者の側から立った「質」の問題ということが、いま一つ説明が不十分だったかなという感じがいたします。以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、菊池委員お願いいたします。

菊池専門委員 まず、前回の委員会で、分科会、欠席してますのでちょっと的外れな部分も出てくるかもしれませんが、私は今回の見直しの基本的な考え方というのは、自分の中で、重点化、あるいはアウトソーシングという部分については、各プロジェクト・チーム、あるいはその独立行政法人そのものの中で、検討されて方向性が出ているという部分については何ら異論ございません。やはり、この公務員化、あるいは非公務員化という部分についてなんですが、例えば、特定独立行政法人と、この特定が取れた場合の違いという部分が私にはわかりません。私、プロジェクト・チームが家畜改良センターですけど、例えば、家畜改良センターにしましたら、国からのお金が来ない限りは、家畜改良事業とかトレーサビリティの対応とかという部分はでき得ないと思っておりますので、そういう部分については、当然、維持されなくちゃならないんですけど、働いている方の、極端にいったら、待遇とかいろいろなそれ以外の部分で、どうなるのかという部分が全く見えない部分の、極端に言えば、私はその部分について、意見を言うことについてはちょっと的外れかなと。

むしろもっと別な部分の中で、私以外の方は理解しているかもしれないんですが、やはりその非公務員化にするのであれば、働いている方の当然、身分の問題とかそういった部分も含めた形での議論でないちょっと違うのかなと、そんな感じがします。ですから、特定が外れた場合の独立行政法人って、そんなに変わってしまうのか私にはちょっと理解できないものですが、大変失礼なお答えになるかもしれませんが、そういった部分についてはもっともっと今の私は郵政事業と全く同じような部分が言えるのかなと。大局的にはいいんじゃないかと言われてますが、働いている人とか国民のサービスというのは大丈夫なのということになってくるとても、この評価委員会、あるいはプロジェクト・チームの中で、これを課題として検討して

きたという意識は、私にはないものですから、ここで意見を求められても、この部分だけについて、組織の形態の非公務員化とかですね。特定独立行政法人という部分については、ちょっと個人的にはここで議論する問題なのかなという感覚でとらえています。以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次に、佐々木委員お願いいたします。

佐々木専門委員 農薬検査所のP Tを担当していますけれども、この間、P Tの中で仕事のあり方ですとか、実際にやっている業務について、ご説明いただいたり、質疑の中でいろいろ疑問を持つようになりまして、果たして、この場でご意見申し上げていいかどうか悩んだんですが、ちょっと2つばかりの外れかもしれませんがお話ししたいと思います。

1つは、P Tの中で、一つの独立行政法人を担当してやる場合に、評価する場合にはどうしてもその中に閉じこもった形での評価しかできなくて、果たしてこれが、例えば、今、農水省の独立行政法人ということでやっていますので、農水省全体の独立行政法人を集めて、ポジショニングしたらどうなるんだろうというところから、ちょっと疑問に思っております。例えば、検査ですとか、研究所関係の農業分野ということでやっていますけれども、農水省としての、例えば、基盤研究はどうしたいのか、基礎研究はどうあるべきか。あるいは、応用とか実用に向けてどうなのか。あるいは、法律執行に必要な検査のあり方はどうなのか、という大きな意味での方向性がよくわからないものですから、どうしても、例えばこの予算でこの規模でこういうテーマでやっているのが適切かという範囲でしか判断ができませんで、その先にある、例えば、リストラといいますか、統合ですとか、あるいは廃止というものもあるのかもしれませんけれども、そこにまで意見を述べる材料を持たないといいますか、方向性がよくわからないなということを感じました。

ですから、できましたら、農水省として、例えば、安定供給ですとか、食の安全の確保ですとか、あるいは食糧の自給率向上とかいろいろなミッションを持っています。それに対して、研究所や検査所のあり方を一度、提示していただくと分かりやすいと思います。これは大きな国の政策ということで提示されてるとは思うんですが、評価のために必要な背景をもう少し知ってやりたいと感じました。ですから、評価委員会ももちろん、個別のP Tということで一つ一つ評価をしますけれども、総合的な視野から議論できる、あるいはレクチャーいただける場合があると、もうちょっと気持ちよく評価できたかなという感じをもっております。

それから2つ目は、ちょっと研究機関がわからないんですが、検査所の評価のあり方について先ほどからご意見が出ているんですけれども、一般的に法律とか行政の執行に係わる部分と、それから、認証というんですか、一つの権利を守るための仕事があるかなと思ってます。その

場に、税金を使って仕事をしている守るべき認証なんかですと、言ってみれば企業の一つの財産を守るという登録のシステムを国がやっている部分もあるのかなと感じました。そういう部分と強制的な、例えば立入調査をするというのとはやっぱり仕事の、ステージが違うといいですか、分野が違うという感じをしておりまして、やはりいろいろな仕事の分野をステークホルダー別って、最近はやっていますけれども、それぞれの仕事がどこに向かって行われていて、どういう貢献をしているのか。それに対して、税金の投入が正しいのかどうなのかというところから、検査のあり方も少し見直していただきたいというところがあります。

私の意見としてはその2つなんですが、1つだけ、先ほどからの検査という言葉がどうもいろいろな使われ方がしてるような気がしてまして、ある方は分析という形でお話している気がしますし、ある方は分析から、要するに許認可するまでのすべての流れを含めて検査とおっしゃっている気がします。これを間違えると非常に仕事がややこしくなってきますので、それぞれが検査所と言っているのは、分析だけではなくて、分析以降の許認可、あるいは法律執行すべての中で書類審査も含めての仕事だと思えますので、そう考えると、たまたま農薬検査ですけど、農薬ということを見ても、例えば、農薬検査所の農薬の検査、これは農薬の製品そのものの検査になりますし、消費技術センターの方では食品の中に残っている残留農薬を調べることになってきて、技術的なレベル、用意しなければならない機械ですとか、あるいはその法律の背景を理解しているときは全く専門分野としては違ってきます。

ただ、検査所のマネジメントからいくと、それが同じ組織にあってできないということではないんですが、検査の理解としては多分、レベルがかなり違いますので、そこのところは先ほどからどなたかが言っている、資料では分かりません。農薬検査って、単純なことではなくて、その検査の中身そのものも少し分かるような資料にした方がよろしいんじゃないかと思いました。ちょっと長くなりまして申しわけございません。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次は、佐藤委員お願いいたします。

佐藤専門委員 多少、的外れなことを申し上げるかも分かりませんが、お許しいただきたいと思います。

今、県を初めとした地方の行政改革というのが、非常に急速に進んできております。例えば、試験研究機関の総務企画部門を一本化するとか、それから、外部委託を積極的に進めるとか、それから多数あります第三セクターの統合廃止であるとか、そういうものが急速に今、進んでいるわけでございます。そういう中で、今、お示しになった方向性としてはそのとおりだと考えておりますけれども、先ほど、菊池さんの方からもございましたが、公務員化というのが果

たして必要なんだろうかということも多少、疑問に考えております。公正・中立性であるとか、公権力の行使がどうしても必要であるならば、その法律に基づいて、さまざまなことが施行されているわけですので、それらを改正しながらやっていけば足りるのではないかと思います。

それから、外部委託の促進というのも、これからは非常に必要なことではなかろうかと考えております。また、問題となっております肥飼料検査所、農薬検査所の問題について、なぜ、統合できないんだろうと単純に考えます。それぞれ専門分野があることは分かっておりますけれども、それはそれなりに進めて、総体のマネージメントをやっていけば、まさかお互いにそれぞれに出入をしながら、お互いに錯綜して検査をするわけじゃない。それぞれの専門の培ってきた技術を行使しながら対応すれば足りるのではないかなという気がいたしております。そういう意味で、今、地方の方が、非常に先行した格好で動いておりますけれども、やはり、国ももっと今、時代の流れの中でそういう対応を進めていく必要があるのではないかというのが私の感想でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次は、高橋英三委員お願いいたします。

高橋（英）専門委員 前段で、井上先生の方から、種苗管理センターのプロジェクト・チームの一端をご紹介いただきました。私もそのプロジェクト・チームの一員でございます。私からは北海道十勝管内の農業団体の職員という立場として、種ばれいしょを30年間携わってきたので、種苗管理センターの原原種の生産配布事業について意見を述べたいと思います。

私の結論は、種苗管理センターの原原種生産配布事業は、今後とも特定独立行政法人として継続をお願いしたいということでございます。この理由につきましては、その資料の3の3の7ページから8ページにございます。即ち、地域農業の重要な基幹作物、北海道でいえば、ばれいしょと、九州・沖縄の方でいえば、さとうきびは栄養繁殖で増殖しますので病害虫に侵されやすいこと、ばれいしょにつきましては、増殖率が約10倍と低いこと、新品種の導入から原原種の配布まで長期間要し、なかなか民間では行われなほど採算性が低いこと、それから更に、病害虫の感染防止を図るためには、現状の種苗管理センターでは非常に広大なしかも隔離された圃場もあり、専門の施設とスタッフが配置されているといったことが理由でございます。

次に、私の現場の十勝の事情を申し上げます。十勝の種ばれいしょは、生産面積で2,700ヘクタール、北海道の45%、全国の42%を占めてございます。従いまして、北海道はもとより、全国に種ばれいしょを供給している地域でございます。一方、種ばれいしょを生産している農家は、経営面積が約35ヘクタール以上、しかも種ばれいしょの生産面積は6.1ヘクタールですから、種苗管理センターの某農場よりは、種ばれいしょを多くつくっているという実態でもございま

す。

しかし、その農家1戸当たりの種ばれいしょ生産面積は、毎年、増大いたしております。逆に言えば、種ばれいしょの生産農家が減るので規模拡大は進むという傾向にあります。とはいえ、種ばれいしょですから、ウイルス病、あるいはバクテリアに感染した株、これらの病株の抜き取り作業が非常に重要でございまして、その発病率が高ければ高いほど、大変な作業になりますし、その結果、抜ききれない、あるいは抜き残しといった圃場につきましては、植物防疫所の厳しい検査がございまして、不合格になる。しかも、不合格の面積が多くなると、一般栽培農家への種ばれいしょの供給が減少する。それから、その一般ばれいしょの面積が確保できない、あるいは、更に病気も一般ばれいしょで汚染されていくと、当然、生産量が減少していくということになり、生食用ですとか、加工食品用の不足につながる。ひいては国民への食料の安定供給に支障を来たすといったことになろうかと思えます。

私ども十勝地域の過去における病害の大発生では、ウイルス病は1964年、あるいは74年、それから86年と、いわゆる10年周期説でウイルスが出るんだというようなことも言われておりましたが、その後、種ばれいしょ生産農家の努力と生産地域の環境整備が行われたこともありましたが、何と云っても、国が供給してきた無病な原原種の安定供給が非常に大きく功を奏したわけでありませう。

それから、更に、近年では、北海道はジャガイモシストセンチュウの発生が非常に拡大しております。一度、発生が確認されますと、そのほ場では種ばれいしょの生産ができなくなります。従いまして、やはり原原種の供給については従前同様、広大な土地で隔離した、しかも厳格な管理の下での種苗管理センターの存在が非常に大きいと思えます。

おかげさまで単位当たりの収量は、例えば、1957年と比較しますと、現状はヘクタール当たり、40トン以上というレベルに達しておりますから、約2倍以上であり、これは、ヨーロッパ、欧米の主産地並み以上の収量を確保しているということでございます。従って、繰り返しますが、無病性確保と安定生産の鍵は何と云っても、原原種の良否にかかっておりますから、今後とも独立行政法人の形で継続実施をお願いしたいということでございます。とはいえ、今後とも、より一層品質の向上を図っていただきたいということと、更に増殖に関する技術がいろいろあるかと思えますが、新技術を駆使しながら、更なるコスト削減をより一層期待したいというところでございます。以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次は、武田委員お願いいたします。

武田専門委員 私は2点お話ししたいと思えます。昨年度、前倒しということによっての見

直しの例に私たちは、直面しました。今日の会議の冒頭に、資料3の1にこれからのスケジュール案というのがありまして、この中に総務省の評価委員会とか、有識者会議という文字も出ておりますが、私たち、16年度の業績について評価をしてきたわけですけれども、今日のスケジュール案を見ても、どうも分からないところがある。スケジュールですから、分からないんですが、要するに総務省の評価委員会と有識者の会議における意見ですね。これと評価委員会の評価結果というのがどのようにつながっていて、どのように具体的に意見交換されて、それが積み重ねられて、最終的な評価につながっていくのかということがよく見えないんですね。それで、希望なんです、この評価委員会での評価、結果を総務省の評価委員会及び有識者会議における会議の中で、できるだけ注意深く、十分に理解していただいて、そして、咀嚼した上で、両者の評価結果を出していただきたいと改めてここでお願いしておきたいと思います。

それからもう一つは、私も種苗管理センターのPTに属してますが、この役割とか評価について、昨日も検討会を行いましたんですが、それについて前もって、独立行政法人通則法というのを、もう一度見直してみました。それからもう一つは、私自身がたまたまですけれども、県の組織に属した経験と民間の組織に属した経験がありまして、しかもその場面で、無病苗の育成、増殖、配布ということに係わりあってきました。その経験と照らしあわせてみまして、当センターについては、このあと例として申し上げますので聞いていただきたいんですが、当センターは国民の生活あるいは社会経済の安定性、公共上の見地から、欠かせない法人であると思います。それから、これを仮に、私、民間にありましたということを今申しましたが、民間の主体に委ねた場合にはどうなのかといたら、リスクが大変大きくて、そして、社会を混乱させかねないと思います。

実際に、私は約30年前にそういう立場にあって、そしてまず思ったことは、「無病苗の育成、増殖、配布」というこの仕事は大変難しい問題、危険性も大変大きいので、こういう仕事というのは国が1カ所で責任を持ってやるべきだということを思ったんですね。それでそういう発表もしましたけれども、残念ながら、当時の社会情勢というのは、バイオテックブームでして、バイオテック、バイオテックで民間も、それから県の方々もどんどん、県レベルと民間レベルでバイオテック事業を強く推進する状況だったわけですね。その結果どうなったかといったら、バブルがはじけ、経済状況が大変難しいという中で、バタバタ倒れていきましたね。ほとんど、今、撤退したり、あるいは、今、続いているとしても、アップアップしてますね。そういうことがありまして、無病苗生産事業は大変難しい。つまり、独立行政法人、国レベルでの仕事とすべきであると思っています。

それから、先ほどの話の中では、特定独立行政法人とか、あるいは非公務員とかいう話もありまして、この問題で私がお聞きした限りにおいては、「分からない」という意見が多いです。今も現実におっしゃいましたし、それからもう一つは誤解されているところも別の意見でありましたので、それはまた別の機会に検討していただいたらいいんですけども、独立行政法人になっていることのメリットというのは、これはここで働いている人たちのモラルですね。どうやって、自分たちがいい仕事をしていくか、国民のためにサービスしていくかということを経営維持する上で、独立行政法人という立場が必要である。これはすべてにおいて必要だとは言いませんが、必要な機関があるということですね。

それから、国民側自身も独立行政法人であり、公務員的な立場であるということが、信頼につながって、かつ、国民側から要望される。何でもかんでも民間でできるものは民間でということじゃないと思います。できるものはもちろんやったらいいですよ。そうでない組織もあるということを経営維持を重々、考慮していただいて、そして、最終的な評価を下していただきたいと思えます。以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次は、土居委員お願いいたします。

土居専門委員 資料の3の2の消費技術センターチームに係らせていただいております。それで先日も横浜の消費技術センターを見学させていただいたんですけど、非常に今、私も消費者の一員ですが、国民の皆さんがこの表示の問題に関心を深めて、注目しています。いろいろな偽装問題が起きておりますので、それは責任を持って、チェックをしていくという立場からいきますと、さいたま新都心にあります本部も横浜も最新の設備を整えて非常に高度な技術をもって、分析等に取り組んでいらっしゃるの、できるだけそれがすべての食品にいきわたってもらえれば国民の皆さんも納得するだろうと思えます。

ですから、そういう意味で食の安全、消費者の信頼を確保するという目的から考えまして、やはり、公正・中立に結果を出すという意味からいっても、この特定独立行政法人の必要性というのはあるだろうと思えます。それで先ほど、公務員型という表現を夏目委員さんもされましたけど、やはり、ある程度皆さんが信用するというか、立ち入ったりいろいろする時にも仕事がしやすいという意味からいきましても、公務員型の方がいいだろうと私も思います。

それから、あと検査所の統合の問題があって、日和佐先生がおっしゃられましたけれども、簡単には統合は難しいだろうと思うんですけども、ただ、徳江先生がおっしゃられた税の負担軽減とか運営コスト軽減の努力とかそういう意味から考えると、できるところはそちらの方向に検討した方がいいのかなと思えます。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次は長尾委員お願いいたします。

長尾専門委員 私は農薬検査所のプロジェクト・チームに所属しておりますけれども、いままでほとんどの方が、これら5法人が国の機関として業務を進められることが適切であると言われておりまして、私もそのように思います。むしろこれは逆に、食の安全、農薬検査所の場合には特に食の安全ということに係わるわけですけれども、食の安全というものは、元々、国の業務としてやるべきものとして、内閣府の食品安全委員会ができたように、積極的に考えている項目だと思うんですね。ですから、それを今、何でスリム化のために民営化を考えなければいけないのかということが、むしろ不思議なんですね。これこれは国で責任をもってやる業務であるということをはっきりしていただいた上で、それでスリム化を考えられる部分はどこかと考えるんだったらわかるんですが、何か根幹まで、業務自体を国が行うべきか否かをみんなまで考えなくてはならないのかということとなると、非常に不思議でありました。

それで、例えば、農薬検査所の業務としましては、それを文書にしますと、検査という一行なのですけれども、その内訳を見ますと、61項目にわたるような申請書類で、申請者が出してきたデータを全部それらが適正に行われているかどうかを検査します。そのデータに基づいて、厚生労働省及び食品安全委員会でADIを設定するとか、残留基準を決めるとか、使用基準を決めるとかいろいろなことが行われて、それで、最終的に農薬が登録されるという形になるわけです。これら的大もとになるデータが正しいかどうかということを検査するところであって、それに伴う業務がいろいろあるんですね。この部分だけを民間にするという意図も、必要性も分かりません。これは税金を使って行うべき業務ですから、むしろはっきりと国がそして、公務員が行うという事業だと私は思います。以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは次は、深見委員お願いいたします。

深見専門委員 肥飼料検査所を担当させていただいております深見でございます。今、ご発言のあった長尾先生の意見に相当賛成の立場をもっています。食の安全ということで、この国民の健康の安全を保障するというのは、国の責任ある行動であると私は日頃考えてます。実は私は、20年ほどになりますけれども、植物の重金属の吸収と肥料の関係の仕事をしてきました。そのこともあってか、今お話にありました内閣府の食品安全委員会の肥料の評価に行きなさいということで、呼ばれています。そこでも随分いろいろなことを勉強させていただきました以前は環境の中の例えば、水の中の重金属濃度を測るなどをやっていたものですから、食べ物の生産と人間の健康に係わるのは、最初のうちは、全く素人であったんですね。そういう中で仕事をしてきて、その経験も踏まえまして、肥飼料検査所のPTに参加して、そこから何が見え

たか。それから、この委員会全体の委員会に出てみて、いろいろな法人のこのような整理された形での基本的な考え方をみせていただいて、感じたことを述べさせていただきたいと思いません。

全体的な意味では、大きな流れで仕方がないのかもしれませんが、コストの削減ということがあって、業務の重点化あるいは簡素化が各独立行政法人で行われていますが、食の安全ということの立場からすれば、余りにどこかに重点化して、ここは軽くしても良いのだという考え方が本当に良いのかなというのが正直な感想です。予算の関係などがあって、そうせざるを得ない部分があるかと思えますけれども、正直なところ、本当に良いのかという思いがあります。同時にそれは、逆に言えば、独立行政法人であるからこそできる業務というのがあるのではないかとということです。これが民間型の利益追求型の企業へいった場合には、当然カットされてしまうような業務、そういうことがあるのではないかと気がします。具体的に私の経験に基づいて、肥飼料検査所の重要性を表現させていただくとすれば、この春に輸入した肥料の中に、カドミウムが非常に高い肥料があって、その輸入を肥飼料検査所がブロックしたということがあります。私はこういう研究分野に入った始めのころ、肥料を見せられて、これが何であるか、さっぱり分からなかったですね。ところが長年やっていると、これはどういう原料由来のものかというのが、見ると何となく分かる、そういう感じになってきました。肥飼料検査所がこれはおかしいと感じたのは、おそらく立入検査をした検査所の職員が非常に長い間かかって、作りあげてきた自分の知識とそれから経験とその上についた一種の勘ともいうべき、何かが働いて、これはおかしいということをつかんだと思います。そういうような技術員といいますが、そういう部分（＝技術）を育てるのは、かなり余裕がないとできないし、ものすごく時間の掛かることだと思います。その意味で、独立行政法人という組織が、かなりその辺を保障してくれるのではないかと私は考えているので、民営化あるいは非特定化などは、簡単に行わないほうが良いのではないかと考えています。

それから、農薬検査所との統廃合のことにしていえば、私は技術畑ですから、経営のことはほとんど分からないですけれども、日和佐先生がおっしゃっているように、新しい建物もできたばかりだし、それから、おそらく使っている分析の機器も全く異なるものが多い。そういうことを考えますと、統合できるのは管理部門だと思います。ただし、管理部門を統合したら、どこまで、コストの削減ができるか。そのことがかなり綿密なシミュレーションをしてみないとわからないので、少なくともそのシミュレーションがきちっとでき上がるまでは、拙速な統合の議論は避けていただいた方が良いと思っています。以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。それでは松井委員お願いいたします。

松井専門委員 深見専門委員とともに、肥飼料検査所のPTをやっております松井でございます。飼料には家畜の成長促進を目的としてたくさんいろいろなものが添加されております。抗生物質などいろいろなものが添加されてるわけですが、これらが規定以上含まれますと、それを畜産物の汚染になって、人の健康に重大な被害を及ぼす可能性があります。そういう場合というのは実はそれほど多くないと思うんですが、一番、今、問題になってるのは、飼料中の抗生物質による耐性菌の発生が、医療に非常に大きな影響を及ぼしているということです。したがって、認められてないような添加物を与えるというのは非常に危険なことであるというふうに思います。

近年、国内で発生しましたBSEというのは、やはり海外から由来した異常プリオンが飼料に含まれて生じたと考えられております。日本というのは、肥飼料原料のほとんどを海外に依存しているわけですが、その中でカビ毒、それから残留農薬などの有害物質、それとか安全性がまだ保障されてない遺伝子組み換えトウモロコシ、こういうものの混入を未然に防ぐにはその管理強化というのが非常に重要になってきます。このように、肥飼料検査所では非常に多様な検査を行ってるわけですが、このような検査というものは、非常に高度な技術を要します。ですから、農業者は当然それを行うことはできませんし、消費者もやはり、汚染された畜産物というものを確認することはできません。

従って、非常に高度な専門知識を有する第三者が確固たる体制の下で、肥飼料の検査、検定を行うということで、事前に汚染された畜産物の生産というものを防止できるであろうと考えます。更に今、分析の話をしていただきましたけども、この輸入肥飼料原料や国内で製造、配合される肥飼料について、安全性に問題のあるものの製造を未然に防止するためには、分析法だけではなくて、実際の検査ではどういうサンプルを持ってくるか、それからそれを分析し、評価に至る。この一連の作業を適切に行う必要があると思います。

具体的に言いますと、例えば、適切な対応をするには、製造工程とか製造状況、肥飼料原料、あとこれも重要になりますが、業者の管理能力、こういうものなどからリスクの所在を明らかに把握する。それらを踏まえて、収去の対象とするサンプルを的確に選定する。それからサンプリングに当たり、餌というのはいろいろな形状をとります。ペレットになったり、粉状になったりします。それから粒子の場合もいろいろな大きさがある。それから保管状況が異なる。そういうものが全部、そのリスクに影響するわけですから、そういう中から的確にサンプリングを行うということが重要です。

このように、検査、検定に関する豊富な経験と過去の実績に関する体系的な知識の集約が必要となります。実際、輸入肥飼料というのは、ものすごい大きなロットで入ってくるわけですが、そこからそのロット全体を代表するサンプルを取るといことはかなりの難しさがあります。このサンプリングの不備ということ自体が大きな被害を引き起こしてしまう可能性が考えられるわけです。このように、肥飼料を取り巻く情勢、特に検査に要する技術的な条件を踏まえると、やはり肥飼料検査所が引き続き、肥料、飼料の検査、検定に当たっていくということが不可欠だと思います。

混入を防がなければならない添加物や遺伝子組み換え体というものは、現在も活発な開発が行われてます。即ち、新規の添加物とか遺伝子組み換え体というのが増加してくるわけです。この傾向というのが今後も続くことが予想されます。新規の物質の場合は、その分析が過去のもので扱えない場合もありますので、迅速に分析を開発し、その方法を用いて速やかに検査を行う必要があります。更に、以前は利用されてこなかった資源の飼料化を行い、それによって、資源の有効利用とか飼料の自給率を高めるということが今後は非常に重要になってくると思いますが、それに伴い、新たに用いられるようになった新しい飼料の検査、検定というものも行う。こういう機会がどんどんふえてくると思います。

このように、業務がますます今後増加していくということが考えられます。更に、BSE発生防止対策や輸入飼料の検査など、飼料のリスク管理の徹底が求められております。ですから、安易にやはりアウトソーシングを行うということはちょっと問題かなと考えられます。実際は、その試薬の調製とかごくごく単純な作業のアウトソーシングというのは、当然考えるべきだとは思いますが。

これまで私はずっと、家畜栄養、飼料学を専門として研究を行ってききましたが、その立場からみても、この畜産物の安全性を確保するためには、肥飼料の安全性というのが重要になります。国民の信頼を得るという観点から、国が責任を持って、肥飼料の検査及び検定を行っていくということが必要であります。ですから、非特定化ということはやはり、当面の間は行われるべきではないと思います。

今まで業績評価を行ってききましたが、肥飼料検査所においては、前回の農業分科会の審議事項にもありますように、当初の計画に含まれてなかった膨大な業務が毎年毎年追加されてくわけですね。計画された業務をほぼ完全に行うとともに、このように追加された業務、計画になかった業務を速やかに遂行できたのは、やはりこの肥飼料検査所の職員の使命感に負うところが多いと思います。この非特定化や民間開放が既定の方向であったとしても、製造者、農業者、

消費者への信頼のゆらぎ、それから職員の士気の低下等による業務の混乱などを考えると、非特定化というのは当面の間は考えた方がいいんじゃないかと思います。

それと、特定化と非特定化の独立行政法人の大きな違いというのはやはり、外部資金を入れるか入れられないかということにあると思うんです。例えば、肥飼料検査所の場合、どういところから外部資金を得るのかというと、肥料会社、飼料会社になります。先ほどの、農薬検査所の場合には農薬会社ということになります。立入検査する立場の人がそういうところからお金をもらえるのかというと、やっぱりこれはかなり難しいんじゃないかと思います。また、地方事務所もやはり緊急時の迅速な対応ということには、絶対不可欠なものであると感じております。ですから、これも安易に減らしたりすべきではないと思います。

先ほどから日和佐委員からも農薬検査所とそれと肥飼料検査所の合併の話が出てきましたけれども、私も日和佐委員の意見に賛成で、やはり専門性が大きく違うということがあります。更に専門性が大きく違いますので、合併したときにどれだけコストが下がるのか。ここが唯一のポイントになると思います。やはりロケーションもかなり離れてるということもありますので、当面はどちらも新しい建物が建って、新しい仕事が始まったばかりなので、当面の間はやはり合併というものは考えない方がいいのではないかと考えております。以上です。

松本分科会長 どうもありがとうございました。最後になりますが、私からも分科会長の座をおりて、一委員として意見を述べさせていただきたいと思います。

ご承知のように、農林水産省の独立行政法人の数というのは、他省に比べて圧倒的に多い。この目立つ数がやはり何とか統合できないか、あるいは、簡素化できないか、そうとらえられるのは、これはやむを得ないところがあると思います。ここでなぜ、農林水産省に、それだけ独立行政法人の数が多いと思います。これは私がつくづく思うには、やっぱり、人間を初めとする生物の生命を担う、これを一時的に、直接的に係わっている、そういう産業を統括するところであるから、このような数が多いのは、これは当たり前のことだと思っておりますが、しかし、このような説明をしても、おそらく何の説明にもならないということが十分、これは私も承知しているところであります。その際に、やっぱり説得力のある説明の仕方というのは、この際、非常に重要ではないかと思えます。その際、説得力とは何かというと、これを失うと国家的損失につながりますよ、ということが言えないかということなんです。

これを失うと、国家的損失。例えば、どういうことか。非常に古い話でございますが、終戦時にもう敗戦がはっきりしたときに日本はそれまで持っていた大量の原種、あるいは在来種、これを取られてしまったという事実がございます。それはもう絶対に返却されない。されない

がために、例えば、日本ではもういわゆる種子産業、そうしたところは壊滅的な打撃を受けているわけですね。日本から新しく世界に羽ばたけるような品種というのは、それはあるかもしれませんが、私の知る限りでは、これは井上先生のご専門でしょうけども、やっぱり寂しい。そういう国家的損失につながるんだということを各法人が具体的に示すということは、一つの防波堤という言葉は使いたくありませんが、私はそれなりの意味があると思います。

それから、各委員がご指摘されましたように、やっぱり国民の安全性、これはやはりこうした国の機関でないと代替できないわけでございまして、それなりの責任性というのがそこで発揮されるそれなりの理由は私はあると思いますし、それがあからこそ、国民から信頼され、また、信用され、評価されるわけで、こうしたものを具体的に示すと。そういううちに、相手側もなるほどな、という理解がそこから出てくるのではないかなと思います。

それから、先ほど、各法人のご説明の中に、国際的信用という言葉が出てまいりました。確かに国を代表する。これは国際的信用を、その国を代表して言うわけだから、これは非常に便利な言葉でございますけれども、国際的信用とは何か。じゃあ、民間ではできないか。私はそうは思わない。もっと、国際的信用の中身をこうしたところは国を代表して言える言葉であるから、内容であるからと、そういうことを言っていたかないと、相手側方がちょっと、民間じゃできないのと、こう反論を受けやすい。ぜひ、お願いいたしたいと思います。

最後はもう、私はほとんど委員の先生方がそれぞれのご専門のPT委員も兼ねていらっしゃって、それぞれの立場から非常に詳しい意見を述べていただきましたので、そのとおりだと思います。最後に、非公務員制、公務員制の問題に若干ふれますと、行く行くは、これは余り公務員制ということに固執する必要はないと私は個人的には思います。一番離れやすいところは、むしろもうどなたかおっしゃったように、スリム化して、これだけはある程度、長期間、公務員的な立場で死守しないと、というところはそう安易には渡せないところで結構だと思いますが、長期的に見た場合にはいずれは非公務員化にならざるを得ないかなと思います。これが私の率直な意見でございます。各委員におかれましては、大変詳しい意見を述べていただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただ今から全体的な意見交換に入ります。今、各委員はご意見を述べられましたけれども、まだちょっとしゃべり足りないというところがございますら、あるいは全体的な意見分布を勘案していただいて、こうしたところはどうかという意見でも、もちろん結構でございます。どうぞ、ございましたら、ご発言をお願いいたします。

武田専門委員 前回、16回目でしたかね。分科会で申し上げたんですけども、その分科会の

時の話というのは、今回は中期計画の最終段階ですよ。整理段階ですから、始まった時というのは5年前です。ということで、実際に現実問題として、多くの委員が暗中模索的に始まったと感じたように思うんですよ。その後、年を重ねるに従って、整理されてきたようには思いますけれども、当初を振り返ってみますと、例えば、「委員」という言葉、「専門委員」という言葉があり、そういうことをこの会議、第1回目の会議に出た時に、これはどういう役割なんだろうかと、率直な疑問を持ったんです。それで、そのこと自体が余り明確に説明されないままにきていた。それから、もう一つはこれも前回申しましたが、今日、配られたスケジュール案ですね。最終的な評価がどういう形で、収束していくのか。そこには、総務省の評価委員会とかね。それから有識者会議とかいうのが入ってきて、ヒアリングが行われてということでしたけれども、だけど、今年の2月の段階での農業者大学のああいう形をみると、委員さん自体が、わけが分からないって言ってしまったわけですね。ということは、そういう説明責任とか経過、プロセスの説明というところが不明確だったということは、現実が証明しているわけですね。それから、今日の場合でも、今日の短い会議の中でも、例えば、今、委員長が言いましたが、「特定独立行政法人」という言葉と、それから「公務員型」、「非公務員型」とかいう言葉がありますけども、これも「分からない」という意見があり、実際に誤解されている場面があったという感想を私持ったんですよ。そういうのが現実なんですよ。ですから、今、第1回目の中期計画が最後の段階であり、それから第2回目の第2次といたしますかね、中期計画が始まる境目であるということを考えて、今申しましたような言葉の説明ですね、それから、最終的に収束されていく過程をはっきりと書いていただく。言葉じゃなくて、これを明文化してほしいということです。明文化してですね、そして、ガイド、パンフレットのようなものを作成していただいて、各委員が一定の認識をもって、事に当たれるようにそういう努力をしていただきたい。ぜひお願いします。

松本分科会長 どういうところに収束をしていくのか。それぞれの委員の立場から、それについて具体的に意見が述べられるようなそういうまとめ方というか。収束するか。そういう意見でございました。そのほか、どうぞ。ございませんか。今の件に関して、事務局は特に、どうですか。

文書課長 ちょっと、今日のいろいろなご指摘の点もございますので、次回の分科会の時までいろいろな資料を整えまして、可能なものにつきましては、あらかじめ各委員の方々にお送りすると。また、次回の分科会の持ち方の中でそこで改めて説明した方がいいような点につきましては、ご説明するという事で対応させていただきたいと思います。

松本分科会長 どうでしょうか、ほかに。手島委員、どうぞ。

手島委員 もう内容の話ではないんですが、議事の進め方の感想ですけどね。今日の運営は大変良かったと思います。出席された委員や専門委員の方に皆さんにご意見を言っていただくというのは、大変良かったと思いますね。私どもも非常に勉強になりますし、それからせっかく委員になっておられるそれぞれの見識をお持ちの方々ですので、一つ一つ伺って、なるほどなど非常に勉強になりました。これからも時間の関係もあるとは思いますが。

松本分科会長 なるべくこういうね。意見交換の私は率直に言ってそう思います。ありがとうございました。

手島委員 会社の取締役会なんていうのも、最近もそうなるようになっておりまして。どうもありがとうございました。

松本分科会長 いやいや、どうも。

手島委員 恐縮です。

松本分科会長 はい。他に、ございませんか。はい、日和佐委員どうぞ。

日和佐委員 先ほどおっしゃいました国際社会での役割ということなんですけれど、一つ申し上げられることはあると思います。それは、例えば、CodexでもWHOでもですね、そのような国際会議の場では、よその国は同じ方が継続をしてきちんと対応されているんです。他国はですね。我が日本は、代表者としては行政から出席します。ご存じのように、農林水産省でも2年が最大ぐらいですか。どんどん部署が変られてきますので、要するに人的なつながりが持てないんですね。ですから、非常にそういう国際会議の場で、日本の意見をきちんと行って、そして、その日本の主張を通すということはネゴシエーションを含めて、非常に難しい。

松本分科会長 難しい。

日和佐委員 はい。そういう状況の中で、農薬検査所にしてもそれぞれの独立行政法人にしても、研究者、技術者を抱えていまして、そういう方たちが現実的にはバックアップをしている。バックアップをしながら、一緒に同行して、参加をしているという状況がありまして、そういう意味合いでは継続性、それから専門性という意味合いで、いわゆる行政マンの欠陥を補っているという役割を果たしている側面があります。そこを高く評価をしなければいけないのではないかなと思っております。

松本分科会長 なるほど。ありがとうございました。そのほか、どうぞ。菊池委員。

菊池専門委員 今回ですね。この組織体、特定独立行政法人という用語の中で出てきているんですけど、総務省からはっきりそういう方向にいきますよ。例えば、特定でない形の方向で

すかね。そういった部分の中で、方向性が出されたがために、こういう表現になってるんでしょうか。それで私もその判断は非常に難しい。私は分からなかった。欠席した時かなんかの資料はいただいているんですけど。

松本分科会長 じゃ、そこは事務局の方からちょっと。

菊池専門委員 簡単で結構ですから。

文書課長 独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し、昨年度から行っているわけでございますけれども、その際、3つの点について検討をするということが政府全体として方針が出されておりまして、1つはそれぞれの法人の業務が今後とも必要であるのかと、あるいは法人の組織を廃止しないで、統合できないのかという点が1点。それから、2点目は独立行政法人というのは、法律の原則は非公務員型が原則ということになっておりまして、さはさりながら、国の機関から移行したという経緯がありまして、現在、公務員型のものが多いわけでございますけれども、これらについて、非公務員化という本来の形にもっていけないかという点が2点目。それから3点目は、業務の合理化、コストの削減というようなことで、改善できる余地はないのかと、この3点が、今回の見直しのポイントとなっておりますので、今回、説明した資料もこれらの観点に沿って、説明をさせていただいたということでございます。

菊池専門委員 プロジェクト・チームでも、それに類似したことはもちろん若干説明はあったんですが、その場合に今度お金の流れがどのぐらい、例えば、しぼられてきちゃうのかとか。その辺の部分についてはないんでしょうか、あるんでしょうか。

文書課長 お金については、今度また中期目標、中期計画を次期のものを立てる際に、どういう形でやるかというのは、これはまた改めて財務省の方から、一定の方針が出されることとなります。これは金目の問題ですけども、そもそもその前に法人として、どういう業務を今後担っていくのかと、あるいは一部、例えば、やめるような業務がないのかということはそれは前の段階で整理をしておくべき問題ということでございますので、今回の見直しはそういうそもそも論の部分をご議論いただいておりますのでございます。

菊池専門委員 先ほど、ちょっと出ましたけど、私どもの入れる範囲って、農業者大学校と同じようにどこまでなのかという部分が非常に難しいのかなと、例えば、農業者大学校のときの議論でも、評価はいいよってしたんだけど、方向が変わったじゃないかという意見がありましたよね。こういった部分の中でもどこまで、私は入り込んだものの表現をしてもいいのかというのも非常に難しいのか。この評価委員会というものがこちら辺が私は、線引きが難しいという部分の中で、なかなか表現がしづらい部分もきっと皆さんもあるんじゃないかなと思ってね。

私もそんなものですから、ものが分かりづらいといえますか。そこまで言うと、ちょっと見えないって。

松本分科会長 要は、意見がどこまで直接反映されるかと。

菊池専門委員 反映されるかというか、評価委員会としての役目というんですか。役割というんでしょうか。

松本分科会長 役目というかね。それが例えば、総務省に対して、こういう意見でしたという。

菊池専門委員 これはもちろん意見としていくのはいいんですけど。じゃあ、この意見がどこまで反映されるかという、いや、極端にいったら、評価委員会のあれじゃないよみたいになって、皆さんが必要だと言っててるものが。

松本分科会長 なるほど。そこら辺はちょっとそうかもしれませんね。

菊池専門委員 ですから、その辺の部分については非常に難しい部分なのかなと思って、私自身は感じてるんです。

松本分科会長 どうですかね。

文書課長 これ、独立行政法人の見直しの作業は昨年もそうなんですけど、まず、各省の評価委員会でそれぞれ各省の評価委員会は今日もそうですけども、それぞれ専門の方がそれぞれの法人の仕事の内容について、深く造詣を有しておられますので、その点の意見をまず聞いた上で、各省の意見を出しなさいと。他方、先ほどスケジュールで示しましたような総務省の政・独評価委員会の方は、各省のものと違いまして、それぞれの分野について専門的に掘り下げてやるという形というよりは、むしろ各省横断的に共通の観点からものを見ていくという見方で評価をするという形になっておりまして、形としましては、8月までの段階に、各省の評価委員会の方で意見を出していただいたものを各省の取りまとめ素案に反映させると、それから、総務省の政・独評価委員会はまた、横断的な観点で見ていくと。

実はこの2つの組織、これ各省ごとにやりますので、農水省のほかに例えば経産省とか国交省とか全部同じような組織があるわけです。それと総務省の政・独評価委員会とのそれぞれの関係というのがなかなか難しいところでありまして、昨年この委員会におきましても、いろいろおしかりもいただいたところでございますけれども、今回、昨年の経験も踏まえまして、総務省の政・独評価委員会の方も既にいろいろ動いている部分もありますので、そういうこともご紹介もしながら、ここでもご議論いただいておりますし、また今後も9月以後の状況につきましても総務省の側の動きをまた逐次、この分科会の方にご報告をしながら、その整合をと

っていきたいと考えているわけでございます。

菊池専門委員 ありがとうございます。

松本分科会長 はい、どうぞ。

武田専門委員 今のやりとりは先ほど、私が申し上げた要望と関連するところなんで、是非ガイドブックのようなものを作って分かりやすいように説明していただきたいと思います。それからもう一つ前のお答えの中に、独立行政法人に関して、3つの問題点があって、「独立行政法人であることの必要性」と「非公務員型は原則である」ということと、「業務の合理化」とおっしゃったんで、1と3番目はよく分かるんですけど、2番目がわからないんですよ。わからないのではっきりしてない。そういう説明がなされてないものだから、分からないとか、誤解とかいうことができてるんで、いい機会ですから「公務員型」と「公務員でない型」の何が違うのか。どこが同じなのかという説明していただけるとありがたいんですけど。

松本分科会長 じゃあ、お願いできますか。

文書課長 いわゆる公務員型と非公務員型の違いですけれども、国家公務員法の適用が職員についてあるかないかというのが基本的な違いでございまして、その場合、例えば、職員について国家公務員の場合には国家公務員法に基づきまして、例えば、兼業の禁止でありますとか、あるいは労働基本権の中で争議権がないとか、そういったことがでてまいります。非公務員化されますと、いわゆる国家公務員法の適用がございませんので、就業規則に基づいていろいろなことがコントロールされていくと。従いまして、当然に民間企業との兼業は禁止されるということにはなりませんし、労働条件でありますとか、それから身分保証でありますとか、そういったことについては労働基準法に基づいて、あるいは就業規則に基づいて律せられるという形になるわけでございます。

それから、職員の採用について、現在は公務員型のものについては国家公務員の試験をパスした人間を採用するという形になっておりますが、非公務員化されますと、このようなリクルートメントになりませんので、それぞれの法人で独自の採用をしていくとそんなこととなります。実は、いろいろ細かく申し上げますと、雇用保険があるとかないとかいろいろございますので、これについては別途、資料の形できちんと整理をしたものを作成したいと思っております。

武田専門委員 もう一つ、明確にしておきたいのは、先ほど私、今日の委員会の発言の中に誤解があったという話をしたんですけどね。それは何かといいましたら、「公務員型というのは国の予算である、国から経費が出るということ、それから非公務員型になると、これはわかり

やすい言葉で言えば、独立採算制であると、自分でお金をどっかから儲けてきなさいという、そういう違いじゃないか」とおっしゃったんですけどね。この解釈は明確に違いますよね。両方とも国からお金が出るんですよ。

文書課長 独立行政法人の財務につきましては、交付金が出るということでやっていくというのは、これは特定であれ、非特定であれ、そこは、事情は同じでございます。職員の身分によってそれが異なるということではありません。

武田専門委員 はい。よくわかりました。

松本分科会長 大変残念ではございますが、これ4時にこの会場を明け渡さないといけませんので、誠に申しわけございません。まだ、ご意見をお持ちの方、いらっしゃると思いますが、時間の関係上、こちら辺で意見交換は一応、閉じさせていただきます。

なお、来週8月2日でございますが、開催されます評価委員会におきまして、各分科会での見直しに係る議論の状況を、各分科会長から報告することになっております。本分科会での議論の状況は、本日のご意見を踏まえまして、私の方から報告させていただきますが、内容は私に一任させていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」という者あり)

松本分科会長 ありがとうございます。また、中期目標期間終了時の見直しにつきましては、次回8月23日開催の第18回農業分科会におきまして、8月2日の評価委員会でのご意見を踏まえた形で事務局において、整理していただくよう、よろしく願いをいたします。

本日の議事につきましては、終了いたしましたけれども、その他に何かございますでしょうか。

最後に事務局から連絡事項がございますので、それも踏まえて、よろしく願いいたします。

文書課課長補佐 それでは、私の方から今後の予定につきまして、ご案内申し上げます。次回の農業分科会では、本日、ご議論いただいた中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しのほかに、現在、作業を進めていただいております16年度の業務実績の評価について、ご議論いただくことを考えております。

なお、次回の農業分科会につきましては、8月23日、火曜日に開催いたしたいと考えております。既に、PT担当課を通じまして、事務連絡を送らせていただいております。ご承知いただいているとは思いますが、追って公文書を発送いたします。

また、本日の資料でございますが、卓上にそのまま置いていただければ、事務局の方で、後ほど郵送するよう手配させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

松本分科会長 以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価委員会第17回農業分科会を閉会といたします。

委員、臨時委員、並びに専門委員の皆様方には長時間にわたりまして、大変ご熱心なご審議まことにありがとうございました。

以上をもって、閉会といたします。ありがとうございました。

午後3時50分 閉会